

⇒ 論 説 ⇐

黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度
1832-1834年

— アメリカ連邦準備制度の新たな嚆矢として（Ⅱ） —

大 森 拓 磨*

目次

はじめに

1. 混乱と創造

1.1 銀行再創設の背景

1.2 連邦の動向と州銀行業

1.3 法案の整備

2. 制度の組成

2.1 法案の否決

2.2 法案の再審議と成立

2.3 組織編制への着手

3. 制度の内実

3.1 銀行間組織の構成

3.2 株主構成の内実

3.3 減債基金と債務保証

結語

参考文献

はじめに

南北戦争以前における黎明期アメリカの銀行業や銀行制度の態様が、興味深い学問対象として近年とみに注目を浴び続けている。現代とは隔絶したこの時期の銀行業や銀行制度の態様がなぜ今になって学問的な注目を浴びるのか。それは、中央銀行なき時代のアメリカにおいて、金融機関の濫立に伴う信用貨幣の濫発と投機の横行ゆえに動揺と混乱を見せ続けた当時の通貨・信用秩序に対し、州・地域単位で管理しようという自発的な動きが生じていたからである。

* 新潟大学経済学部

この自発的な動きの現れを通貨・信用秩序の管理をめぐる「自生性」としてどのように評価するかが、学問上の重要な論争点になっている。この「自生性」を、中央銀行なき自由放任の果てに生じたものとして肯定・否定どちらの立場で評価するか。肯定の側に立つと、中央銀行の介入なき自由放任に基づく各金融機関の競争の活力が各金融機関による秩序安定に向けた自発的な行動をも誘ったのであって中央銀行は不要なのだという、いわゆるフリーバンキング論礼賛・中央銀行論批判の見方に繋がる。だが否定の側に立てば、自由放任に基づく各金融機関による私利の飽くなき追求が投機的混乱と秩序崩壊とを誘ったのであって、中央銀行の必要性ゆえにそれに代わりうるもしくはそれに準ずる体系を自発的に模索し体得してきた過程なのだとする、フリーバンキング論批判・中央銀行論礼賛という全く逆の見方に繋がる。したがって、中央銀行なき状況下で通貨・信用秩序の管理をめぐる「自生性」の内実をつぶさに解明し解釈や評価を改めて加えることで、理論面・歴史面の双方で通説を覆す可能性が十分に秘められているのである。この点は喫緊の追究課題として、理論経済学、経済学史、金融論、経済史学など種々の学術分野を巻き込んだまさに国際的かつ学際的な論争的となっているのである¹。

こうした学術的背景を踏まえ、本論では、南北戦争以前に各地で自生した黎明期アメリカの銀行業・銀行制度のうち、中西部のインディアナ州のそれに注目する。なぜここに注目するのか。それは、中央銀行なき状況下で金融機関の濫立と投機の頻発に伴い通貨・信用秩序の激しい動揺や混乱が開発途上の中西部諸州に降りかかるなか、インディアナ州だけは独創性に溢れる銀行制度を自ら紡ぎ出し、度重なる世界的な恐慌の襲来にも耐え通貨価値や信用秩序を州・地域単位で長年に渡り安定させた、特筆すべき実績を有するからである。この実績ゆえ、黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度については、その当時連邦単位で全米の通貨・信用秩序の統轄を試みるも志半ばで消滅した第2次合衆国銀行に制度設計の範の一端が求められながらも、その第2次合衆国銀行をも凌ぐ独創性と安定性と強靱性とが具えられた、との高い評価を下す先学も多い²。では、このような強靱な耐性を具えた独特の銀行制度が、中央銀行なき状況下でどのように州・地域単位で自発的に紡ぎ出されたのか。この点が本論を貫く問題意識である。そのうえで、この銀行制度の特質を、いわゆるフリーバンキング論批判の見地から追究し、中央銀行なき時代のアメリカで通貨・信用秩序を管理すべく中央銀行的な機能を州・地域単位で自発的に体得しようと模索するなかで内生したものとして、理論的に位置付ける。そこから、黎明期アメリカ・インディアナにおける銀行制度の「自生性」に係る特質を、現代のアメリカ中央銀行制度の萌芽として、アメリカ連邦準備制度の生成に関する新たな嚆矢としての

¹ フリーバンキング論は古より各地で存在してきたが、それを現代に蘇らせる契機を作ったのは Hayek [1976] である。フリーバンキングをめぐる理論史の脈流ならびに筆者自身の理論的立場については、大森 [2004] 序章を参照せよ。また池田 [2002] は、近年のフリーバンキング論の興隆とそれへの批判とをめぐる学問的応酬の推移を展望している。

² 第2次合衆国銀行との対比や中西部諸州との比較のなかでインディアナ州の銀行制度の傑出した安定性・強靱性・独創性を謳った先学としては、Harding [1895] pp.5-10, Esarey [1912] pp.298-299, White [1914] pp.333-334, 奥田 [1926] pp.132-133, Helderman [1931] pp.48-49, Redlich [1951] pp.23-24, Nussbaum [1957] p.76, Golembe [1978] p.4, 楠井 [1997] pp.156-162など枚挙に暇がない。

独創的な見地から把持してゆきたいと考える。

以上の問題意識と作業仮説とを基にして、筆者はすでに別稿で黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度（1814-1832年）に関する実態分析を試みている（大森 [2006]）。摘要を以下に記しておく。当時のインディアナ准州では、銀行数が僅少であればあるほど良いという伝統的な「反銀行主義」の理念が州民の間に浸透する。他方で、州域内に必要な通貨・信用が不足するという事態が生ずる。この隘路を突破すべく、准州議会は准州特別法を制定し、准州政府25%・民間75%の出資による州法銀行が2行設けられる。インディアナの准州から本州への昇格（1816年）に伴い、州憲法の制定と共に、「複数の支店銀行を備えた単一の州法銀行」という銀行制度のビジョンが醸成される。そして上記2行を改編し増資のうえ、州政府25%・民間75%の出資による4つの支店を抱えた The State Bank of Indiana、通称 The First State Bank が誕生する。増資分の株式割当を均分すべく州域内が14の区域に分けられる。ところが開業後の The First State Bank は、連邦政府預金の取扱を通じ社会的な信頼を醸し出す一方で、乱脈融資と不誠実な経営判断とで不良債権を累積させ、財務内容の悪化を招く。また優遇条件による融資で州財政の安定に寄与するという州政府との蜜月の関係もあり、「反銀行主義」の理念に彩られた世論による批判的となる。世論の批判は州議会や州政府をも動かし、The First State Bank はその不誠実な業態ゆえ裁判闘争の果てに廃止にまで追いやられる。皮肉にも「反銀行主義」の理念が社会的に貫かれたことで州法銀行は州域内から消滅し、インディアナ州域内の通貨・信用秩序には再び逼迫と混乱とがもたらされることになる。

本論は、上述の実態解明の続編として、黎明期のインディアナ州で独特な銀行制度がまさに自発的に生み出されるに至った1832-1834年の時期のその態様を綿密に探ることを主眼とする。内容は3点から成る。まず、インディアナ州域内の通貨・信用秩序の逼迫と混乱を眼前にして、連邦政府・機関の動向に翻弄されながらも、試行錯誤しつつ州単位でどう対処が試みられてきたのかを究明する（第1章）。次に、この対処を模索する過程で、州単位で銀行制度に係る法案をどのように作成し成立させ、独特な銀行間組織がどのように編まれたのかを追究する（第2章）。最後に、州単位で自発的に編制された銀行間組織の独創性を醸し出す根源として、州政府の深い関与の下に銀行間組織を包括的に支える諸機構の内実を解剖し、銀行制度の全容を明らかにする（第3章）³。

1. 混乱と創造

1.1 銀行再創設の背景

上述のように、南北戦争以前におけるアメリカ中西部の諸州では、「反銀行主義」という独特

³ 本論では、人物名については原語で表記する。地域名・市町村名等については、井上・藤井編 [2001] を参考にしつつ、初出の際にカタカナ名と原語名とを併記し、それ以降はカタカナ表記のみとする。なお本論で登場する貨幣単位「 D. 」は、U.S.ドルのことを指す。

の考え方が人々の間に広く深く染み渡る。別稿でも論じたが⁴、「反銀行主義」とは、「アグラリアニズム (Agrarianism: 農本主義・土地均分主義)」に基づく考え方を淵源とする「銀行数が少なければ少ないほど良い」という理念である。もともと「反銀行主義」を標榜していたのは、「アグラリアニズム」を謳ったアグラリアンズ (The Agrarians) すなわち農本主義者である。彼らは、何よりも安寧を志向しその安寧秩序を揺るがす根源が銀行業にあるとみて、銀行業の全面廃棄と、信用貨幣に代わる金属貨幣の全面利用すなわち硬貨主義の実践とを叫び続けてきた。しかしアメリカ中西部の多くの州では、銀行業の忌避・排斥といったアグラリアンズの根源的な叫びがまかり通ることはなかった。銀行業の存在を認めたくえて銀行数が少なければ少ないほど良いというやや妥協的な考え方に中和されて、「反銀行主義」の理念が人口に膾炙することになったからである⁵。

インディアナ州では、「反銀行主義」というこの独特の理念が准州の時代から徐々に人々の間に認知されてくる。この理念が社会的に染み渡った結果、州法銀行を州域内から全面排斥するという画期的な状況が、紆余曲折の末に成し遂げられる。つまりインディアナ州では、当初こそ上述の中和された「反銀行主義」の理念としてその浸透が見られたにも拘わらず、結果的には、銀行業の全面排斥という、アグラリアンズが主張し続けてきた根源的な意味での「反銀行主義」の最終目標が、一気呵成に達せられてしまったのである。この結果、1826年から1832年までの約7年もの長きに渡り、インディアナ州では銀行不在という状態が続く。だが銀行不在ゆえの副作用として、インディアナ州域内の通貨・信用秩序は逼迫と混乱に陥ってしまう。この頃インディアナ州では、州境を跨いだ通商活動が日増しに活発になるが、商取引の増大と共に決済手段としての通貨や信用に対する需要もまた日増しに高まる。しかし現実には、通貨や信用の供給主体は州域内に存在しない。それゆえ、額面通りの兌換の信憑性に乏しい近隣諸州の州法銀行券が流入してきたり、発行元の信頼性に不安を残す小額面券が市中に流通したりするなど、安全性が不分明で必ずしも価値の安定しない信用貨幣がインディアナ州で横行する。このため、兌換・決済の確実性に裏打ちされて安心の果てにいわば無自覚に額面通りに授受し合える信用貨幣が安定的にかつ継続的に供給されよう、インディアナ州による銀行を州域内に設置すべきではないか、そうした声が州民の間で静かに高まり始めることになる。

さらに別の角度から、インディアナ州で銀行設置要求の動因が現れる。それは移住者の増大である。移住者の増大で州域内の人口が増え、州域内の経済開発の需要が否応なく高まり新たな信用需要が生じ始めたのである。また過去のいきさつや上述の「反銀行主義」の理念に必ずしも縛られない新たな州民の増加によって、これまで人々の間に根付いてきた「反銀行主義」の理念や過去の The First State Bank の盛衰をめぐる経験認識が薄らぎ風化し始めていたことも、銀行設置の要求を後押しする要因となったのである⁶。

⁴ 大森 [2006] の「はじめに」を参照。

⁵ Hammond [1957] pp.607, 612.

⁶ Carmony [1998] p.165.

かくして、1820年代後半におけるインディアナ州経済の変化とそれに伴う通貨・信用需要の膨らみに呼応し、州域内の通貨・信用秩序の基盤を改めて整備しようという動きが俄かに見られ始める。まず1827-1828年会期の州議会で、州財務局の管轄下の公設機関として州融資事業所 (state loan office) を設置する法案が可決・成立した。これは、州域内のモンロー (Monroe) 地区とギブソン (Gibson) 地区との神学校町区からもたらされた資金と、かつてインディアナ州立神学校であったインディアナ大学などからの収入金とを原資に、融資を行う機関である⁷。さらに1829-1830年会期の州下院議会では、ある代議員から画期的な提案が出される。それは、①3～4つ程度の支店を備えた州法銀行を州都インディアナポリスに設置する、②州法銀行の資本金には神学校からの資金など州議会の管理下の財源を活用する、③財源活用については特別委員会で斟酌する、旨の内容である。この提案に刺激されたのか、同じ会期の州上院議会においても銀行設置をめぐる提案が出る。John Sering 州上院議員は、州域内の経済開発の促進を目的とした州法銀行の設置を提案する。Sering 案による銀行制度の具体像は、州政府と民間との折半によって株式所有され出資された資本金総額200万^{ドル}の州法銀行を州都インディアナポリスに設置し、州都以外の州域内の各地に複数の支店銀行を置くというものである⁸。

この Sering 案は、結果的には時期尚早でこの時点ではまだ具体的な制度として結実こそしなかったが、のちにインディアナ州で実際に採用される銀行制度の仕組みの原型をすでに備えたプランになっていて、注目に値する。半官半民による出資・所有の形態や複数の支店銀行の設置に関する仕組みが当時すでに提唱されている点は、先進的で興味深い。なぜなら、1820年代のアメリカの各州では一部地域を除き開発目的などから州政府による銀行業への独占的な出資や所有がまだ一般的で、1830年代に入ってから1837年恐慌に至るまでの間に、アメリカ南東部・南西部・中西部の各州を中心に、州政府による銀行業への出資・関与・制御が徐々に小さくなる⁹。ところがインディアナ州では、増資分を均分すべく州域内を14の区域に分け、州政府25%・民間75%の出資で4つの支店銀行を備えた The First State Bank の運営が過去に展開され、州政府の関与を踏まえた「複数の支店を抱えた単一の州法銀行」の経験が積まれている。また1816年に制定された州憲法においても、銀行業を営む企業の新設は禁じられていたが、複数の支店を抱えた単一の州法銀行の形態であれば、銀行の設置は合法的に可能であった¹⁰。こうした過去の経験や州憲法による規定を念頭に Sering 案が醸成されたとみて双方を比較すると、Sering 案では、州都に本店を構え複数の支店を抱える単一の州法銀行という骨子が継承されつつも、州政府の出資比率が25%から50%に上がり、全米での趨勢とは異なり州政府の関与がむしろ強められた独創的なプランになっている。このように、インディアナ州では、銀行不在の状態に入って間もない1820年代の後半の段階で、州民によって葬られたはずの過去の銀行制度の経験に手

⁷ Carmony [1998] p.165 及び p.691の脚注63を参照のこと。

⁸ Carmony [1998] p.165.

⁹ Sharp [1970] pp.39-40.

¹⁰ 銀行設置に係る州憲法の一般条項については、Knox [1903] p.692、大森 [2006] p.125を参照せよ。

がかりが求められ、州法銀行の再創設に向けた制度設計の模索がすでに胎動していたのである。

1.2 連邦の動向と州銀行業

インディアナ州で銀行不在という特殊な状況に見舞われた当時、全米では、折しも銀行業の許認可や監督権限をめぐり連邦と各州との間の相克が著しく表面化していた。銀行業は州単位で統轄されるべき範疇のものであって連邦が容喙すべきものではないとの理念が、建国以来アメリカでは根強く残り続けている。したがって、米英戦争に関する有効な戦費調達を目的に連邦議会で1816年に設置が認可され期間20年の特許を付与された当時唯一の国法銀行、第2次合衆国銀行が、中央銀行的な機関としての役割を徐々に自覚し州際的な活動を活発化させ各州の通貨・信用秩序の領域に巧みに入り込んでくることに、全米各地で賛否の意見が噴出した¹¹。そして第2次合衆国銀行の処遇やその特許更新の是非をめぐる激しい論争、いわゆる銀行戦争(Bank War)が勃発する。このとき、州主権の尊重を最大限考慮した連邦統治の遂行を求めて選挙戦を制し連邦大統領に就いたのが、民主共和党(Democratic Republicans: 1832年に民主党(Democrats)に改称)の Andrew Jackson である。Andrew Jackson は1828年に就任し1836年に退任するまでの2期8年に渡って連邦政権の座に就き、州主権の裁量性を前面に押し出した必要最小限の連邦統治を實踐し、ジャクソニアン・デモクラシーと呼ばれる時代を作り上げる。特に2期目を目指した1832年の連邦大統領選では、対抗勢力たる国民共和党(National Republicans)の大統領候補 Henry Clay が「第2次合衆国銀行の存在の是非」を最重要の争点に掲げて挑んだことを機に、Jackson 連邦大統領は敢えてこの挑発を受けるよう仕向けて選挙戦を展開し、「非」の立場を貫いて再選を果たす¹²。選挙戦の決着がついた直後の1832年7月10日に、Jackson 連邦大統領は「拒否教書」を示す。「拒否教書」とは、第2次合衆国銀行の特許更新の拒否とその理由とが謳われた教書である¹³。「拒否教書」が世間に示されたことを機に、連邦機関としての中央銀行化をこれまで推し進めてきた第2次合衆国銀行の総裁 Nicholas Biddle と、Jackson 連邦大統領との間にかねてから燻り続けていた確執が激化し、銀行戦争は頂点を迎える。そうしたなか、銀行業に対する連邦の介入が徐々に影を潜め、州単位で独自に銀行業や銀行制度の管理・整備を行い州域内の通貨・信用秩序を発展させていこうというムードが、やがて全米を覆い始める。

この頃インディアナ州では、かつて吹き荒れた「反銀行主義」の理念は次第に影を潜め、安定した通貨や信用の供給ならびに銀行制度の整備を州単位で積極的に行うことを求める声が高まる。そして州域内の通貨・信用秩序の管理・整備を目指すというその方向性が折しも州主権を最大限尊重した連邦統治の遂行を謳うジャクソニアン・デモクラシーの時世と絡み、1832年

¹¹ 第2次合衆国銀行の中央銀行的な政策・行動の推進過程については、片山 [1967] pp.74-80, 寺地 [1998] 第6章, Milada [1994] Chapter IIIを参照されたい。

¹² Morrison [1971] 訳p.57. なお Hammond [1970] は、いわゆる銀行戦争における Andrew Jackson の為政と第2次合衆国銀行との関係および政治的影響を論じている。

¹³ 「拒否教書」の全容については、Taylor ed. [1967] pp.7-20を参照せよ。

頃からインディアナ州において、新規の州法銀行の創設を睨んだ動きが慌ただしさを見せる。だが、ジャクソニアン・デモクラシーに伴う連邦の動向とインディアナ州における銀行制度の管理・整備とをめぐり因果の絡み方については、ジャクソニアン・デモクラシーに後押しされて州単位で銀行業を統轄せんとする動因が全米で膨らんできたためにインディアナ州域内でも通貨・信用秩序の管理・整備を試みる動きが自ずと高まってきたのだという、短絡的な因果の理解では容易には片付かない。双方の関係をめぐり実態分析をさらに厳密に進めてみよう。

州統治の裁量性を前面に出し必要最小限の連邦統治を実践する Jackson 連邦政権の下にあって、インディアナ州では Jackson 連邦大統領に忠誠を誓う立場が鮮明に示される。ところが、Jackson 連邦政権の考え方とは対極にあるいわゆる連邦主義者 (Federalist) が伝統的に目指してきた、統一的な連邦国家の形成理念に基づく種々の政策、例えば保護主義に基づく内国産業の育成を念頭に置いた高関税政策や、各州を跨いだ内国開発政策などの遂行に対しても、インディアナ州では賛意が大勢を占める。刮目すべきは、Jackson 連邦大統領が忌み嫌いだ大統領選の最大の争点にまでなった第2次合衆国銀行の存続について、インディアナ州では賛意が大勢を占めていたことである。上述した、「反銀行主義」の理念の浸透に基づくこれまでの一連の経緯ゆえ、第2次合衆国銀行は当時インディアナ州に支店を置けなかったが、インディアナ州境に隣接したオハイオ州シンシナティやケンタッキー州ルイビルには支店を置いていた。そこで発行される第2次合衆国銀行券が、商取引の過程で有力な決済手段として利用され、州境を越えてインディアナ州域内に入り込む。そしてインディアナ州民の間に有力な信用貨幣として第2次合衆国銀行券の利用が広がり、インディアナ州の通貨不足を緩和する貴重な一助になっていたのである¹⁴。さらに1831-1832年会期の州議会では、第2次合衆国銀行の支店をインディアナ州域内に1つ以上設置しそのための記念式典を行う旨の話が持ち上がる。これに対し、州議会内に設置された銀行問題に関する特別委員会では、支持が表明される。理由は、第2次合衆国銀行の支店の設置が、州域内の商工業の支援や資本の拡大に寄与する点と、州域内における第2次合衆国銀行券のさらなる利用拡大を誘うことで、近隣諸州から絶えず流れ込み発行元の信頼性に不安を残す各州法銀行券の減価に振り回される懸念の払拭に資する点とである。この特別委員会の委員長は誰か。それは、かつて1829-1830年の会期中に州上院議会で独創的な州法銀行の制度案を提示した John Sering 州上院議員である。しかしながら、画期的な制度案を提示し州域内で独自に通貨・信用秩序の再整備を試みていたはずの Sering 委員長が、なぜ連邦の息のかかった第2次合衆国銀行によるインディアナ州への支店設置に賛意を示したのか。さらに特別委員会によるその賛意は、州憲法 (1816年制定) の規定や伝統的な「反銀行主義」の理念に照らしたときに齟齬をきたさないのか。また「反銀行主義」の理念を貫き The First State Bank を廃止に追い込んだかつての社会的経験は全く生かされていないのか。次々に疑問点が湧

¹⁴ Esarey [1912] p.247. Madison [1986] p.88. Carmony [1998] p.164. なお第2次合衆国銀行とオハイオ州との関係については Brown [1998] を、南北戦争以前のオハイオ州の銀行業については Huntington [1915] を、同じくケンタッキー州の銀行業については, Root [1895] pp.225-228を参照のこと。

く。特に過去の社会的経験との齟齬に関して、この特別委員会は、州憲法における銀行業に係る条項規定を、「減価した通貨の横行を立法府の下で防ぐための規定」と解釈する。そのうえで、すでに州域内で広く利用されつつあった第2次合衆国銀行券について、発券の法的な根拠を連邦法から上述の解釈に沿って州憲法に読み替えてみたとしても支障はないと判断する。つまり特別委員会は、連邦法に根拠のある第2次合衆国銀行券をいわばインディアナ州で発行・流通する価値の安定した州法銀行券とみなしたとしても州法に則して問題はなく、州憲法の理念や精神と齟齬はきたさないという、実に大胆な判断を示したのである。

もちろん特別委員会の大胆な判断に反発し、第2次合衆国銀行の支店設置は州憲法の理念・精神を破るものだとして主張する議員もいた。例えば、ラッシュ (Rush) 地区選出の Marinus Willet 議員は、第2次合衆国銀行の支店がインディアナ州域内に置かれた場合、州憲法の字義や精神に叛くだけでなく、その支店が秘匿の金融機関として利用され、州域内の一部の特権階級を育んでしまうと主張し、インディアナ州域内における第2次合衆国銀行の支店設置に異を唱えた¹⁵。批判意見の噴出に対し、第2次合衆国銀行の Biddle 総裁は、インディアナ州域内での支店設置に関して、インディアナ州政府からの請願書と、多数のインディアナ州議会議員の署名が入った州都インディアナポリスへの支店誘致に係る推薦・請願書との受取を認めていたことを明かす。また、第2次合衆国銀行への請願とは別に、州域内の各地から有力とされる州議会議員に対して第2次合衆国銀行の支店誘致を陳情する動きも顕れる。例えば、1832年3月7日付で John Tipton 州上院議員 (のちに連邦上院議員) に宛てられた書簡によれば、イリノイ州とインディアナ州との境をなすウォバッシュ (Wabash) 川沿いの市街地に第2次合衆国銀行の支店の設置を支持するよう、ラファイエット (Lafayette) 地区から3名の人物が John Tipton 州上院議員に陳情している¹⁶。このように、ジャクソニアン・デモクラシーが全米を席捲し第2次合衆国銀行の存在に対する批判が全米に吹き荒れる最中であって、インディアナ州では、Jackson 連邦政権への忠誠を誓いつつも第2次合衆国銀行の支店誘致がむしろ積極的に行われて第2次合衆国銀行の存在を擁護するという、特異な姿勢が示されていたのである。

しかしインディアナ州における第2次合衆国銀行の擁護に向けた動きは、1832年7月に Jackson 連邦大統領が2度目の大統領選を制し再任を決めたことで歯止めがかけられてしまう。再任が決定した直後の7月10日に Jackson 連邦大統領が「拒否教書」を示し、第2次合衆国銀行の廃止がほぼ確定する。その後開かれた1832-1833年会期のインディアナ州議会において、「特許の期限が切れる1836年に廃止を控えた第2次合衆国銀行に代わりうる、支店を有した州法銀行の創設を求む」との声が一部の議員から上がる。この声に時の州知事、Noah Noble (国民共和党) が応対する。前職は個人銀行家でもあった Noble 州知事は、1832年12月に州議会における所信表明演説で、「複数の支店を有した州法銀行の創設」について、通貨や金融が逼

¹⁵ Carmony [1998] p.166.

¹⁶ Carmony [1998] p.166.

迫し貧窮に喘ぐ各地域・各階層の州民が貧窮軽減策として高い関心を寄せているのは事実だ、との見解を示す。折しもケンタッキー州やオハイオ州など近隣の他州では、州法銀行の整備が着々と進んでいた¹⁷。こうした近隣の状況を踏まえ、州知事は、インディアナ州で「複数の支店を有した州法銀行の創設」を具体的に進める場合、その方策の指針や実用性については州域内の各地区でそれぞれの置かれた実状を勘案のうえ議論し決めてもらう、との意見を述べる。そして、自身の理解の範囲内と前置きしたうえで、銀行制度のプランに関する州知事自身のイメージが披瀝される。それは、州法銀行が州政府と民間との折半による出資で株式所有された資本金総額80万ドル程度のもので、州政府が出資する分の原資は、株式所有に伴い定期的に手許に入る配当金を担保に5%金利・期間30年の借入金で賄うことになるという、かなり踏み込んだ内容であった。州知事は、「複数の支店を有した州法銀行の創設」を推進したい意向を公の場で事実上示すに至ったのである¹⁸。

さてここまで実態分析を進めてくると、ジャクソニアン・デモクラシーが席捲し州主権のさらなる尊重が全米で強く謳われるなか、Jackson 連邦大統領が出した「拒否教書」を追風に州単位で銀行制度を創る動きが活発化したといった、短絡的な理解に拘泥してはならないことが分かる。そうではなく、ジャクソニアン・デモクラシーに包まれるなか、インディアナ州としては、銀行業の展開に関してはあくまで Jackson 連邦政権の意向とは対峙して第2次合衆国銀行の支店設置を真摯に考える。そして第2次合衆国銀行の廃止の確定という突きつけられた現実を憂い、その廃止に伴うインディアナ州域内の通貨・信用秩序のさらなる混乱を危急の事態として州の統治者が懸念し、かねてから湧き上がっていた州民からの対策要望をも斟酌しつつ、州単位で銀行制度の整備を早急に模索し始めた。実態に即せば、このように見るのが筋なのである。

1.3 法案の整備

かくして1832年に入り、州域内の通貨・信用秩序の逼迫や混乱に対処するための具体策や法制度の設計に向けた作業が活発化する。1832年7月10日に「拒否教書」が示されたあと、まず1832年10月13日までに The Farmers & Mechanics' Bank of Madison と州政府との和解を連邦議会が承認する。The Farmers & Mechanics' Bank of Madisonは、准州時代の1814年に創設されるが1817年に形式上は The First State Bank のマディソン支店として再編される。The First State Bank の失態に伴う世論の批判の煽りを受け、特許が維持されたまま全債務が弁済されたあと1820年代半ばに業務停止に追いやられ、長らく休眠状態にあった。この和解を機に、The Farmers & Mechanics' Bank of Madison の業務が再開される¹⁹。再開後の The Farmers &

¹⁷ Esarey [1912] p.243. なおオハイオ州のLucas州知事（当時）は、「複数の支店を抱えた州法銀行」の設置形態をオハイオ州議会に勧奨していた（Esarey [1912] p.243）。

¹⁸ Redlich [1951] p.23. Carmony [1998] p.166.

¹⁹ Carmony [1998] p.24. なお The Farmers & Mechanics' Bank of Madison の創設から業務停止に至るまでの経緯については、大森 [2006] を参照のこと。

Mechanics' Bank of Madison の運営には、かつて州上院議員として斬新な州法銀行の制度案を示し、その後は州上院議会の銀行問題に係る特別委員会の委員長として第2次合衆国銀行のインディアナ州域内への支店設置を推奨した John Sering が、取締役の一人として携わる²⁰。もっとも The Farmers & Mechanics' Bank of Madison は、創設から20年目にあたる1835年1月に特許の期限を迎えることになるのだが、1834-1835年会期の州下院議会において、特許期限の更新が41対33の票決で棚上げされる。そして清算と債権回収とに必要な3年間の特許期限の延長のみが容認され、The Farmers & Mechanics' Bank of Madison は消滅の憂き目に遭う²¹。ともかく The Farmers & Mechanics' Bank of Madison の業務再開を機に、インディアナ州で銀行業務が久々に再開されたのである。

続いて、州議会での所信表明演説で州知事が推進の意向を事実上示した「複数の支店を有した州法銀行の創設」について、法案の作成に向けて中身が吟味され彫琢されてゆく。そもそもインディアナ州では准州の時代に The Bank of Vincennes という州法銀行が存在し、その後 The First State Bank に改編され4つの支店を抱えた銀行業務を展開していた実績がある。別稿(大森 [2006])で究明したように、The First State Bank の放漫な経営体質がインディアナ州域内における銀行不信への発火点となり、結果的に The First State Bank は廃止の憂き目に遭ったのだが、ともかく「複数の支店を有した州法銀行」に関しては、すでに州域内では実践済みでノウハウもある。この過去の経験を踏まえ、銀行関連法案の作成が州上院・下院の双方で進む。1832-1833年の会期の州議会が1832年12月に始まったあと、州上院法案と州下院法案とが創出される。2つの法案は、州議会で同時期に上院・下院で紹介される。双方の法案は、州憲法に照らして合法的な「複数の支店を有した州法銀行」の形態をモチーフに、支店銀行の数やその設置場所の選定など同一の内容箇所も多く、互いに酷似した内容を有するものとなる。

州下院法案は、意匠を凝らした内容を有した。目玉は、支店銀行の独立機関化である。それはかつての The First State Bank に見られた、複数の支店銀行を傘下に従えた単一の州法銀行という垂直的なピラミッド型の組織形態とは異なり、9つの支店銀行を相互責任なしに分離独立させた機関として並存させその集積体としてのフラットな銀行群を連想させる組織形態である。さらに特筆すべき要素が、銀行監査体制の導入である。これは、州議会によって選出され任命された3人の銀行監督官(Bank Commissioner)が各行の監査にあたるという仕組みである。州単位で整備された銀行監査体制の淵源は、東部沿岸のニューヨーク州で1829年に導入された革命的なセイフティ・ファンドの仕組みにある。セイフティ・ファンドは、1830年代の前半にはすでに全米で関心を惹き付ける存在となっていた。インディアナ州でも、ニューヨーク州方面からの移住者が州議会の特別委員会の委員に就くようになる。そしてセイフティ・ファンド

²⁰ 再開後の The Farmers & Mechanics' Bank of Madison の経営陣の陣容は、Victor King (頭取)、John Sering (取締役)、John Woodburn (取締役)、Milton Stapp (取締役)、J.F.D.Lanier (支配人)である (Esarey [1912] p.247)。

²¹ Golembe [1955] p.114. またCarmony [1998] p.166および脚注67を参照のこと。

の存在や内実が州議会内にも紹介され、銀行関連法案の作成にも影響を及ぼしつつあった。例えば、州下院議会内に設置された、銀行関連法規に係る特別委員会には、ニューヨーク州から移住した法律家の George H. Dunn 州下院議員（国民共和党）が委員に就き、見聞した知識をその特別委員会に披瀝・伝授していた。銀行監督官の人数設定や州当局の管理下での監査体制については、このセイフティ・ファンドがインディアナ州下院法案で提示された銀行監査体制の有力な参考例にされたようである²²。もっともセイフティ・ファンドでは年3回の定期監査および臨時監査という仕組みであったが、州下院法案では年2回の定期監査および臨時監査として提示された²³。このほか、州法銀行の資本金を160万ドルとし、払込が未了の株式には担保保証が求められる。保有する州法銀行の株式は当該の州法銀行から融資を受ける際に担保とすることができない。地方公共団体への融資は5,000ドルまでとする。州法銀行の取締役は13人とし、うち5人が州議会から、8人が株主からそれぞれ任命を受ける。現職の公務員は州法銀行の取締役に就けない。州法銀行の利益は教育分野に還元する。各支店銀行の最低資本金額を5万ドルとする。これらの仕組みが備えられた²⁴。

他方、州上院法案は、9つの支店銀行を抱えた合資・利潤分配制の州法銀行という設置形態が骨子となる。各支店銀行は6%の利益率を達成しないと閉鎖される。州政府は州法銀行への出資にあたりその発行済株式の半分を保有する。州政府の保有する株式については非課税とされる。特許期間は27年とする。以上のような仕組みが備えられた。この法案のほか、州上院議会には、州下院法案と似た内容を持つ Farrington 案と以下に掲げる委員会案の計3本の銀行関連法案が上程される²⁵。

アメリカで二院制を採る議会においては、法案は本会議への上程に際し、上院・下院にそれぞれ設置される委員会で厳格な審議を行い Committee Report と称される委員会報告書が添付される。上院議会へ法案を上程する際には上院の委員会で、下院議会へ法案を上程する際には下院の委員会で、それぞれ審議を経て委員会報告書が付けられるわけである²⁶。このときインディアナ州上院議会内に設置された、銀行関連法規に係る特別委員会の委員長に就いたのが、ヴィンセンズ地区選出の John Ewing 州上院議員（国民共和党）である²⁷。この特別委員会は、上程された州上院法案を徹底的に審議し、法案の目的・適用範囲・当該委員会による承認理由などが記された委員会報告書（Committee Report）を作成する。そして法案の上程と共に州上

²² Redlich [1951] pp.23-24. Golembe [1955] pp.113-114.

²³ 銀行監査体制の導入の経緯など、ニューヨーク州のセイフティ・ファンドの仔細や盛衰に係る実態分析については、大森 [2003a] [2003b] を参照のこと。

²⁴ Esarey [1912] p.250.

²⁵ Esarey [1912] p.249.

²⁶ この点に関連して、アメリカ連邦議会における法案審議の手続の行程に関しては、阿部 [1993] pp.106-136 を参照されたい。

²⁷ John Ervingは、1813年に当時のインディアナ州ヴィンセンズに移住し、商業への従事後の1819年にヴィンセンズ地区選出の州上院議員となる。彼の選挙区は、当時インディアナ州に存在した州法銀行 The Bank of Vincennes の御膝元で、また彼自身も地元紙に論説を寄稿するなど、古くから銀行問題に関心を寄せていた (Esarey [1912] p.247, Redlich [1951] p.23, Shade [1972] pp.29-31)。

院議会にその報告書を提出するという、重要な役割を担った。Ewing 委員長は、1833年1月1日付の委員会報告書において、州域内に健全通貨を安定供給させるための仕組みとして以下に掲げる5つの案を提起する。①第2次合衆国銀行のような国法銀行の特許更新を行う連邦議会のためにインディアナ州議会は記念式典を執り行う。②連邦議会が連邦単位の統一通貨(national currency)を発行し人口数に応じて各州に割り当てる。③インディアナ州議会が運河や学校用地や有料道路等からの収益を担保にした州単位の統一通貨(state currency)を発行し、理事会がこれを管理する。④インディアナ州議会が5%利付の州財務局証券の発行を命ずる。⑤インディアナ州議会が州政府と州民との共有による銀行を編制する²⁸。

Ewing 委員長はいわゆる連邦主義の色彩が強い保守勢力の国民共和党員で、第2次合衆国銀行の存続に賛同し、時の Jackson 連邦政権とは対峙する政治的立場を採る。それゆえ、上記5つの案のうち、賛否の対象になっていた第2次合衆国銀行に新規の特許を与える①の案が最善だという見解を示した。連邦の機関を用い連邦の権力を敢えて利用することを通じ、連邦単位で流通する統一的な通貨供給の仕組みの設営にインディアナ州も加担することで、州域内に健全な通貨を安定供給しようとする目算が彼にはあったのだろう。特別委員会の他の委員達も Ewing 委員長の見解に概ね賛成で、インディアナ州によって制御される州支店を抱えた国法銀行の設置形態に賛意を示す。そのうえで特別委員会としては以下の方策が推奨される。すなわち、インディアナ州がこの州支店としての銀行を編制し、5%利付の州債の発行で調達した資金で連邦単位の統一通貨を80万ドル分購入する。そしてこの銀行への出資に伴い州政府に定期的に入る株式配当金の収入から、州債を償還し利払いを行い、さらにそこからの残余分を州域内の小学校創設向けの資金に充てるというプランである²⁹。

しかしながら第2次合衆国銀行の廃止が確定的になると、Ewing 委員長は、今度は「複数の支店を抱えた州法銀行」の設置形態を探っていくこととなる。これは、銀行業を営む企業体の設置が1816年制定の州憲法で禁止されていて、複数の支店を抱えた州法銀行の設置形態であるならば合法であったからである³⁰。そして「州政府と民間とで所有される州法銀行」と「州政府が排他的に占有する州法銀行」という2つの案を天秤にかけ、最初は後者の案を支持する。しかし論議の末に前者の案を受け容れ、「州政府と民間とで所有される州法銀行」をモチーフとする銀行間組織を描いた議案を委員会案として自ら起草する³¹。つまり委員会報告書で Ewing 委員長が示した上述の5つの案のうち、⑤の案の仔細が詰められていったことになる。委員会案の概要を以下に示す。まず資本金総額160万ドルの州法銀行について、本店銀行が州都インディアナポリスに置かれる。本店銀行の取締役に対し、彼らが最適と考える地域を選定させ計5つの支店を設置させる権限が与えられる。本店銀行の取締役については、年毎に7名が州議会に

²⁸ Esarey [1912] p.248.

²⁹ Esarey [1912] p.249.

³⁰ Esarey [1912] p.248.

³¹ Redlich [1951] p.23.

よって選出される。本店銀行の取締役は、各支店銀行の取締役6名を選出する。民間株主は、本店銀行の取締役6名と各支店銀行の取締役7名を選出する。非居住者は株主総会で投票権を行使できない。額面50ドルの株式が発行され州政府と民間との折半でこれを保有する。取締役は、複数の支店銀行の取締役兼任が禁止されるほか、少なくとも10株の保有が義務付けられる。株式は非課税とされる。利率は法定の6%とする。特許期間は27年とする。州の会計検査官および出納局長は本店銀行ならびに各支店銀行に立ち入り監査を行う。以上のような内容を有した³²。

さらに州上院議会では、州下院法案の内容やその審議の進行を気かけながら George H. Proffit 州上院議員（国民共和党）から画期的な提案が出される。それは、支店銀行の独立機関化をさらに推し進めて本店銀行と各支店銀行との損益関係をより対等にするを目的に、各支店銀行を単なる預金・割引業務のみの事業体とする、という提案である³³。この提案は、「分離独立した各支店銀行の集積体としての銀行群」という州下院法案の内容からさらに踏み込み、曖昧模糊としたその銀行群の中身について、本店銀行と各支店銀行との経営関係をめぐる相互の繋がりを明確にさせた独特の銀行間組織の構図を示したもので、実に画期的な提案だったのである。ちなみに当初の Proffit 提案では、支店銀行の法人化が目指されたが、やがて支店銀行の独立機関化の方向に妥協的に修正された。

ところが「州政府と民間とで所有される州法銀行」という Erving 委員長の起草による委員会案は、州上院議会では審議されなかった。対案のひとつ Farrington 案を論弁したウェイン (Wayne) 地区選出の James Raridan 州上院議員がこの委員会案を論駁したためである。Raridan 州上院議員による委員会案への批判の摘要は、以下の通りである。①5%利付の州債発行で得られた資金で連邦単位の統一通貨80万ドル分が連邦から購入されると、州債の利払い分(5%)にあたる年4万ドルが州域外に出る計算となり、州民は連邦への莫大な貢納を強いられる。②州政府と民間との合資・共有による州法銀行は政治組織の礎となり、選挙や人事の統制や、融資業務を巧みに運営し事業独占を招く。③州法銀行の経営陣や株主は州を支配し、州法銀行の得意先や債務者は選挙を支配する。④州法銀行の資本金を各区域の商業需要に応じて区域毎に配分すべきなのにそうした方策が考慮されていない。⑤州法銀行からの借手一覧が秘匿扱いにされ、ある人が別の人の金融的地位を思うように知ることができず、信用と信頼とを崩壊させる。以上である。輪をかけて、委員会案が広く認知されればされるほど、州法銀行を求める利点を見出せない農民層・労働者層と、州法銀行を求めんとする富裕層・商人層との間に対立がもたらされ、委員会案に対する世間の風当たりが強くなってしまふことになる³⁴。

結局、委員会案は、起草者の Ewing 委員長が主宰する特別委員会（1833年1月29日開催）で報告されるに留まった。この報告では、「支店銀行の独立機関化とそれに伴う本店銀行との対

³² Esarey [1912] p.250.

³³ Redlich [1951] p.24.

³⁴ Esarey [1912] p.249.

等性」を打ち出した上述の Proffit 提案に同調しつつ、Erving 委員長は自ら起草した委員会案を披露する。この委員会案に対し、出席者であった法律家の William Graham は、各支店銀行と本店銀行との相互責任をめぐる仕組みの不備を鋭く指摘する。そのうえで、支店銀行が支払不能や破綻に陥った場合に最終責任を負えるよう、各支店銀行が各々の配当金の一部を共有すべきだ、という刮目すべき提言を行っている³⁵。だが1832-1833年会期の州議会において、上院・下院議会でそれぞれ上程された一連の銀行関連法案の採決は、遅々として進まなかったのである。

2. 制度の組成

2.1 法案の否決

銀行関連法案の成立を急ぎ立てるべく世論を喚起するかのようになり、1832-1833年会期の州議会の開催中、州法銀行の再創設に向けた一連の動きについて、ジャーナル誌による論説記事が頻繁に掲載され、州議会の周縁で論議が活発化する。州法銀行の再創設に関するジャーナル誌の論調は、総論賛成・各論反対の様相を呈した。州法銀行の創設自体は支持するが、詳細について賛否が分かれる状況にあったのである。当時のジャーナル誌は、州都インディアナポリスで発行されていた Indiana Democrat 誌と Indiana Journal 誌とが代表格として双璧を成す。前者は、時の Jackson 連邦政権を擁護する革新勢力すなわち民主共和党ないし民主党系の定期刊行誌で、後者は、時の Jackson 連邦政権を批判する保守勢力すなわち国民共和党系の定期刊行誌である。Indiana Democrat 誌は、Jackson 連邦政権の施策を擁護する見地から、第2次合衆国銀行の覆滅を予見しつつ、州法銀行の創設は想定されるなかで最善の選択肢だという評価を下す。そのうえで、州法銀行への出資やその所有については、東部大西洋岸の投資家や大西洋を跨いだ外国人投資家に利払いを行う位なら州に利払いを行い将来的に減税の実現へと向かう方が良いとの観点から、一部を州で、一部を州域内の各居住者で行うのが望ましいと主張する。他方 Indiana Journal 誌は、州法銀行とその支店との創設については是認する。同誌は是認の根拠を、1832年12月29日付の論説で4点示す。すなわち、①州域内の商取引の沈滞化、②州民からの要望の高まり、③銀行再創設に係る論議が十分に重ねられてきたこと、④Jackson 連邦大統領の「拒否教書」を機に第2次合衆国銀行が特許更新を拒否されて消滅した場合、特許が切れる1836年までに総額で約200万ドルもの連邦政府預金が今後引き出され州域外に流出してしまう恐れがあり、与信のための準備金が社会的に減って州域内の信用秩序の収縮や逼迫をもたらしかねないので、第2次合衆国銀行に代わる金融機関が早急に求められることである³⁶。だが一方で同誌は、Jackson 連邦政権を批判する見地から、Jackson 連邦大統領がいわゆる銀行戦争を背景に特

³⁵ Redlich [1951] p.24.

³⁶ Harding [1895] p.2.

許更新の署名を忌避し第2次合衆国銀行を覆滅させてしまわなければ、州法銀行の再創設を求める叫びが人々の間から生ずることはなかった、とも主張した。そして Jackson 連邦政権が第2次合衆国銀行の消滅を決定付けたために、州域内で流通を続ける第2次合衆国銀行券が市中からやむなく回収されることになれば、資産価値の下落が導かれ資産の投売が促されかねない、との考えを示したのである³⁷。

かくして1832-1833年会期の州議会において、銀行関連法案をめぐる採決がようやく年を跨いだ1833年1月中旬より始まる。1月18日に州下院議会では州下院法案が41対28の票決で可決される。州上院議会では、まずこの州下院法案が審議の対象となるが、13対13の同一得票数ゆえ可決に至らなかった。さらに前掲の州上院法案については僅か2票差で否決されてしまう。残り2つの対案のうち、委員会案は上述のように審議の対象に上がらず、州下院法案の内容に似た Farrington 案は、州上院法案の否決を受けて州上院議会で討議が再開された。しかし討議再開とはいっても、Jackson 連邦大統領が発した第2次合衆国銀行の「拒否教書」に関する摘要を多くの州上院議員が冗長に演説するだけで、案を議会で通すまでには至らなかった。ただし、銀行設置に係る州上院法案を次年度の会期まで継続審議にすることに関しては、14対13の票決で可決された³⁸。上述のように州上院議会では、州法銀行の再創設それ自体に異論はなく、州域内の銀行業の沿革をめぐる情報と評価とに係る提言をかねてより行っていた事務方から説明報告を求める旨の議決は行ったものの、州法銀行の所有・経営の仕組みなどの仔細について、採決直前までに議員間の意見対立が調整されなかったのである。

州民の要望も高かった州法銀行の再創設が州議会で否決されたことに強い責任を感じる州上院議員もいた。州都インディアナポリスを抱える選挙区が出自の Calvin Fletcher 州上院議員が、その代表例である。Calvin Fletcher は、19歳でヴァーモント州からオハイオ州に移住し、農場で短期間働いたあと学校教員となり、さらに法律学を修めるべく法律事務所に入る。23歳でインディアナ州インディアナポリスに渡り、州上院議員を7年間勤めてきた³⁹。本論で後述されるが、彼はのちに本店銀行の取締役として新設の州法銀行の運営に力を発揮することになる人物である。Calvin Fletcher は、この採決時に反対票を投じたあと議員を辞職する。インディアナ州域内における通貨・信用秩序の健全性維持を重視する観点から、複数の支店を抱える州法銀行は州民に災いをもたらすというのが、彼の旗幟であった。だが、彼の旗幟は選挙区民から非難を浴びる。選挙区民はむしろ当該区域の経済活性化を望み、通貨や信用を供給する州法銀行の再創設を待ち望んでいたからである。それゆえ Calvin Fletcher は、州法銀行を要望する自らの選挙区民の声との齟齬に悩み、結果的に反対票を投じたことで選挙区民に対し自らけじめを

³⁷ Carmony [1998] p.167.

³⁸ Esarey [1912] pp.249-250, Carmony [1998] p.690の脚注70を参照。なお州下院議会での議決に関して、Esarey [1912] は42対28の票決と記している (Esarey [1912] p.249)。また州上院議会での議決に関して、Shade [1972] は1票差 (a single vote) での否決と記している (Shade [1972] p.29)。これは本論で示されたように継続審議の際の票決であると思われるが、検討を要するところである。

³⁹ Knox [1903] pp.709-710.

付けざるをえなかったのである。通貨・信用秩序の健全性維持か地域経済の活性化か、双方の狭間でうごめく Calvin Fletcher 州上院議員の旗幟と苦悶に対し、かつて第2次合衆国銀行の支店誘致に係る陳情を受けた有力者の John Tipton 連邦上院議員は、すでに彼の辞職前から彼の旗幟には賛同していた。John Tipton 連邦上院議員もまた、第2次合衆国銀行の消滅に代わる存在としての州法銀行に懐疑的だったようである⁴⁰。このように、州上院議会では、第2次合衆国銀行の廃止確定の衝撃からなかなか立ち直れず、州域内の通貨・信用秩序の維持のために代替機関は必要だという点は一致していた。けれども、愁嘆を込めながらの第2次合衆国銀行との対比を強く念頭に置いてしまうことで、代替機関としての州法銀行の中身や将来性に物足りなさや懐疑を覚える州上院議員が過半を占めることとなり、結果的に僅か2票差で州上院法案が否決されることに繋がってしまうのである。

銀行関連法案は州議会で否決され、州民の期待とは裏腹に、インディアナ州で州法銀行を再創設する試みは儂くも消えてしまう。しかし1832-1833年会期の州議会が閉会した直後の1833年3月頃から、ジャーナル誌による銀行問題の論議の啓発が盛んになる。時の Jackson 連邦政権を擁護する民主党系の Indiana Democrat 誌は、民衆が待ち望む州法銀行ならびにその支店の創設を抄らせようと、1833年3月、州下院議会に対して銀行関連法規に関する特別委員会の臨時開催を3回に渡って誌面上で強く呼びかけた。他方、Jackson 連邦政権に批判的な国民共和党系の Indiana Journal 誌は、1833年5月に、州議会の臨時開会には反対する旨の論調を明示する。通常会期中において銀行再創設に「否」の結論を下した議会の時と同一の議員構成のまま議会の臨時召集をかけて開会するのは浅薄だというのが、その理由である。ところが当時のジャーナリズムの双璧を成す両誌による論戦の隆盛とは裏腹に、州議会や特別委員会の臨時開会に向けた動きは皆無であった。しびれをきらしたかのように、1833年6月、民主党系の Indiana Democrat 誌は、州法銀行の再創設を支持する候補者への投票を誌面上で呼びかける。インディアナ州では、実は2ヵ月後の1833年8月に州議会議員選挙を控えていて、Indiana Democrat 誌による呼びかけは、選挙を念頭に置いたものだったと考えられる。

1833年8月、州議会議員選挙が実施され、銀行再創設をめぐる問題が主要争点として注目される。選挙の実施に絡み、盛夏の各地で公開討論が開催され、州法銀行の再創設を要求する主張が頻繁に叫ばれる。加えて、銀行新設の問題を考究し討議するために現在休会中の州議会を再召集すべきとの示威運動が、州都インディアナポリスで高まる。この運動の中心にいたのが、前述の Calvin Fletcher 前州上院議員である。彼は議員を辞めたあとも州域内の通貨・信用秩序のことを考え、啓蒙を試みていたのである。そして選挙が行われ、新人候補者の大多数が当選するという結果が出る⁴¹。選挙結果が出たあと、国民共和党系の Indiana Journal 誌は、州法銀行の再創設を支持する旨を鮮明に表した。なぜか。この頃、消滅が確定した第2次合衆国銀行

⁴⁰ Carmony [1998] p.167.

⁴¹ Shade [1972] p.29.

に代わる連邦政府預金の預入先について、連邦政府は全米から複数の候補機関を選定し、中西部ではインディアナ州の外圍で12箇所をその候補機関のリストに上げていた。Jackson 連邦政権に批判的な Indiana Journal 誌は、選挙結果を見て、次の州議会で特許の交付が是認されインディアナ州に州法銀行が設置されるのは確実だとして、上述のリストにこの州法銀行も入れておくべきだと論じたのである⁴²。この経緯からすると、選挙は、州法銀行の再創設を支持する立場の候補者の当選が少なくとも過半を占めた結果であったことが窺われる。

2.2 法案の再審議と成立

一連の世論の動きや上掲の選挙結果に後押しされ、1833-1834年会期の州議会において銀行関連法案が再審議にかかる。1833年12月に州議会が開かれるとすぐに、州下院議会において、Noble 州知事が懸案の銀行再創設の問題について公の立場で意見を開陳する。意見は、銀行再創設の是非をめぐる州知事としての価値判断の提示は敢えて避けられたうえで、政治的中立を図り役員・行員の業務濫用や不行跡を生じさせぬよう銀行の適切な監督・管理を実践するための規制体系や監視体制のあり方を、銀行の必要性を謳う各議員に紹介してほしいという内容である⁴³。銀行再創設に係る法案は、1833年12月28日にまず州下院議会で George H. Dunn 州下院議員（国民共和党）によって紹介される。前述のように Dunn 州下院議員は、前年度の会期の州下院議会で設置された、銀行関連法規に関する特別委員会の委員としてニューヨーク州のセイフティ・ファンドの真髓を紹介し、銀行監査体制を組み込んだ独創的な銀行関連法案の取りまとめに尽力したとされる人物である。州下院議会に再上程された銀行関連法案について、1834年1月6日に再審議が行われる。再審議の過程で争点になったのは支店銀行の数である。再上程された法案では、支店銀行の数を前年度の9から1行増やし10と記していた。審議の結果、支店銀行の数は少なければ少ないほど良いという考え方が大勢を占め、支店銀行の数を5に減らすことが決まり、法案が一部修正された⁴⁴。修正された銀行関連法案をめぐる投票が1834年1月18日に州下院議会で行われ、前の会期での票決（41対28）よりも賛成数が伸び、49対24の票決で可決された。49の賛成票の内訳は、野党の民主党系（Jackson 連邦政権の支持派）が27票、与党の国民共和党ないしウィッグ党系（Jackson 連邦政権の反支持派）が19票、その他が3票であった。24の反対票の内訳は、野党の民主党系が10票、与党の国民共和党ないしウィッグ党系が14票であった⁴⁵。この法案は州上院議会に送られる。なお与党の国民共和党は、建国時にいわゆる連邦主義の理念を实践する政党として連邦国家の形成に尽力しその後消滅を余儀なくさ

⁴² Carmony [1998] p.168.

⁴³ 州知事による意見陳述の全文は、以下の通りである。「公衆の願いや利害が銀行の必要性にあると皆さんがみているのならば、銀行創設の際に必要とされる規制や監督や監視を紹介されたい。つまり、銀行を政治的な偏倚から守り、管理業務で雇われた一部の役員等の業務濫用や不行跡を防ぎ、最大限の損失可能性から公衆を保護する、規制や監督や監視についてである」(Harding [1895] p.2)。

⁴⁴ Esarey [1912] p.251, Dewey [1910] p.139.

⁴⁵ Carmony [1998] p.169およびp.691の脚注77を参照。なおEsarey [1912] は48対23による票決と記している(Esarey [1912] p.251)。検討を要するところである。

れた、連邦党 (Federalist Party) の支持者を取り込んでゆく。建国時に連邦党の対抗勢力であったジェファソン共和党 (Jeffersonian Republicans) を淵源とする民主共和党 (1832年から民主党に改称) が支持基盤の Jackson 連邦政権を眼前にして、これに対する批判勢力を結集する。なおインディアナ州では、1833年末から1834年を跨いだ冬季の間に国民共和党はウィッグ党へと党名を変えて一新される⁴⁶。

続いて、前年度の会期で銀行関連法案を否決のうえ継続審議にしたとして世間で物議を醸した州上院議会においても、銀行関連法案の再審議が始まる。既述のように、前年度の州上院議会では州上院法案のほか Farrington 案・委員会案の計3本の銀行関連法案が出ていた。法案の再上程にあたり、各案の長所や特性が再検討される。そして州下院議会を通過した内容に手直しが施された銀行関連法案が審議入りする。審議の序盤では、前年度の会期での議決に基づき、インディアナ州域内の銀行業の沿革をめぐる情報・評価について提言を続けてきた事務方のトップが州上院議会に呼ばれ、聴聞の対象となった。この事務方とは Samuel Merrill 州財務局長である。彼は国民共和党員で、聴聞の時点では上述の経緯ゆえウィッグ党員である。Samuel Merrill は、若き頃にインディアナ州に移住し、法律学を修めたあと法律家として開業する。1822年に州議会から州財務局長に任命され、爾來11年間に渡って州財務局に奉職してきた⁴⁷。Samuel Merrill 州財務局長による州上院議会での陳述・提言の摘要は、以下の通りである。まず、自らの銀行実務の未経験を謙遜気味に前置きしたうえで、中西部諸州 (テネシー、オハイオ、ケンタッキー、イリノイ、インディアナの各州) の銀行業の特質とその杜撰な実態とが述べられる。すなわち、上記5州では85もの州法銀行が簇生したがその殆どの76行が破綻し、残った銀行は「貸すことから借りること」へ、すなわち融資主体から自己宛債務の振出つまり発券主体に業態が変質した。各行による紙幣の濫発がかえって紙幣の減価を招き地域を貧窮させ、個人資産や不動産の価値を貶めている。さらに州法銀行が不要であるような場所での立地が多く、過信と経験不足に満ちた経営陣による怠惰な業務運営がはびこっている。中西部諸州の銀行業況をこう総括したうえで、Samuel Merrill 州財務局長は、州法銀行に出資するための特別基金から最初の5年間と次の5年間とで30万ドルずつ確保できる見通しを明らかにする。そのうえで、堅実な銀行運営に必要とされる経験や規則や注意は州議会から寄せられる種々の期待に応えられるものとは異なるとの見地から、上記の特別基金への投資を州債で行うことを提案した。最後に、州法銀行への特許の付与に関しては熟慮すべし旨を付け加えた⁴⁸。

Samuel Merrill 州財務局長による提言は、銀行関連法案の特許規定に係る箇所に適宜編入され、法案が一部修正される。特に支店銀行の数に関して、上述のように州下院議会では当初原

⁴⁶ アメリカにおける共和党や民主党の歴史の変遷については、Beard [1928] Chapter IV, 有賀 [1972] p.83, 阿部 [1993] pp.222-224, p.240を参照のこと。

⁴⁷ Samuel Merrillが州財務局に在職中に努めてきた古文書の保管は完璧で、正確な文書保存の模範とされた。また彼が奉職後すぐコリドン (Corydon) からインディアナポリスへの遷都が決まり、12日間かけて自ら荷馬車を運転し州の公文書運び込んだという逸話が残っている (Knox [1903] pp.708-709)。

⁴⁸ Carmony [1998] pp.168-169.

案の10から5に削減のうえ修正されたものの、州上院議会では10に戻されるかたちで法案が再修正された⁴⁹。1834年1月22日に法案の採決が行われ、18対11という7票差の票決で、銀行関連法案は懸案の州上院議会において遂に可決・成立する。18の賛成票の内訳は、野党の民主党系が5票、与党のウィッグ党系が10票、その他が3票である。11の反対票の内訳は、野党の民主党系が6票、与党のウィッグ党系が5票である⁵⁰。州上院議会においては、Jackson 連邦政権の反支持派で Noble 州知事の所属政党でもあるウィッグ党系の州上院議員の票について、賛成票（10票）が反対票（5票）を大きく上回った点が特徴的である。さらに野党の民主党からも賛成票へ半分近く流れている。これらの動向が法案の可決に大きく貢献したのである。

投票結果の内訳からも明らかなように、銀行関連法案について反対から賛成へと翻意した州上院議員は、与党・ウィッグ党と野党・民主党との双方に存在した。これらの議員にこの時期どのような心境の変化が見られたのか。また双方の党内でどういう意見集約の経過があったのか。まず野党・民主党内では、少数ながら一部の議員が法案に反対の意を示してきた。政治組織として州法銀行が基礎付けられてしまう、信用貨幣なき硬貨主義への情感ゆえに銀行不要論を頑なに支持する、などがその理由である。しかし民主党系の Indiana Democrat 誌は、不埒な州法銀行の簇生か硬貨主義を好み法案に反対する議員を「卑しい政治家」として非難する。また、Thomas Brown 州上院議員を筆頭に賛成派の議員が、反対者の説得に回りこれが奏功する。説得の論拠は、州法銀行の設置によってインディアナ州域内で他州から流れ込む減価銀行券が利用されずにすみ、何よりも農業従事者の利益に与することになる、というものであった⁵¹。

他方、Jackson 連邦政権を支持しない州政権与党の国民共和党ないしウィッグ党は、いわゆる連邦主義を重視する立場から、これまで第2次合衆国銀行の存続に肝胆を砕いてきた。さらにインディアナ州域内における第2次合衆国銀行の支店誘致に積極的に動き、Jackson 連邦政権による第2次合衆国銀行の覆滅を批判してきた。銀行関連法案に反対の意を示してきた一部の議員達の論拠を列挙すると、準則主義に基づくフリーバンキング制を支持するから、第2次合衆国銀行の特許更新を阻むから、州法銀行が減価銀行券の横行を導く政治組織になりうるから、などである⁵²。第2次合衆国銀行の廃止がほぼ確定したあと、国民共和党ないしウィッグ党員の大多数は、州法銀行が貧窮による圧迫から州民を救い交易を促す刺激を与え事態の打開に寄与するとして、第2次合衆国銀行の代替機関としての州法銀行の再創設に積極的にあるいは消極的に賛意を示してゆく⁵³。例えば、第2次合衆国銀行の代替機関としての州法銀行の創設に懐疑的だった John Tipton 連邦上院議員が Calvin Fletcher 前州上院議員に1834年1月6日付で宛てた書簡によれば、John Tipton 連邦上院議員はワシントンD.C.における連邦議会での推移を眼前にして、第2次合衆国銀行の特許更新はもはや不可能で連邦政府預金が第2次合衆国銀

⁴⁹ Dewey [1910] p.139.

⁵⁰ Carmony [1998] p. 169とp.691の脚注77とを参照せよ。

⁵¹ Shade [1972] p.30.

⁵² Shade [1972] p.30.

⁵³ Shade [1972] p.30.

行にはもう戻らないことを悟り、州法銀行の是認をしぶしぶ勧奨している。また、前年度の州議会の会期中に州上院に設置された、銀行関連法規に係る特別委員会の委員長、John Ewing 州上院議員が1834年1月18日付で Noah Noble 州知事に宛てた書簡がある。これによれば、John Ewing 州上院議員は、州法銀行について合衆国憲法にどう照らし合わせてみてもその妥当性が疑わしく第2次合衆国銀行の代替機関としては物足りない、との見解を示している⁵⁴。既述のように彼は、第2次合衆国銀行の特許更新の困難という現実をやむなく受け容れ、前年度の州議会の会期中に「州政府と民間との共有に基づく州法銀行」の設置案を独自に起草した人物である。つまり彼は、新設予定の州法銀行が第2次合衆国銀行の代替機関として物足りないという見方を依然抱え続けながらも、州法銀行の再創設という現実的な対応を進めてゆかざるをえないという判断をしたわけである。

このように、Jackson 連邦政権を支持派しない保守勢力の州政権与党、国民共和党ないしウィッグ党の州議会議員の多くは、第2次合衆国銀行の廃止の決定をもはや覆せないという諦念ゆえ、第2次合衆国銀行の特許更新の不可能という現実を直視する。そして役不足ながらもその代替機関としての必要性をやむなく鑑みる観点から、州法銀行の再創設をしぶしぶ応諾するに至る。他方で、Jackson 連邦政権を支持する革新勢力の野党、つまり民主党の州議会議員は、州法銀行の再創設が価値の安定した信用貨幣の流通を州域内に導き農民の利益に与するという観点から、法案賛成に翻意する議員が続出する。両党に見られた法案成立への応諾が主たる原動力となり、前年度は否決された州上院議会において賛成票数が反対票数を上回り、銀行関連法案は可決・成立に至ったのである。

かくして州法銀行の設置に係る法案は、州上院・下院の両議会でようやく可決・成立し、インディアナ州に念願の州法銀行の再創設が約束される。しかしまだ問題は残る。州法銀行の総裁の選出方法をめぐり州上院と州下院とで意見が分かれたため、協議委員会の設置が Noble 州知事によって任命され、協議委員会が即日開催されたのである。総裁選出の手続きに関して1834年1月24日に協議委員会から折衷案が提示され、州上院・下院の双方が同意した。1834年1月28日に Noble 州知事が署名をして、州法銀行設置法 *Act establishing a state bank* が遂に制定され、即日施行された⁵⁵。この州法に基づいて、総数10の支店銀行を抱えた単一の州法銀行が、The State Bank of Indiana という名を冠して営業特許(期間:1857年1月1日までの約23年間)を与えられ、州都インディアナポリスにその本店銀行が設置される。なお1834年に創設された The State Bank of Indiana については、かつてインディアナ州に存在した州法銀行 The First State Bank (存在期間1817-1825年)の正式名称と同一である。双方の峻別を図る観点から、一般には The Second State Bank と呼ばれる。本論でもこれに倣い、1834年に新設された The State Bank of Indiana を、以下では The Second State Bank と表記する。

⁵⁴ Golembe [1978] p.205. Carmony [1998] p.691の脚注79, Shade [1972] p.268の脚注22を参照のこと。

⁵⁵ Harding [1895] pp.2-3.

2.3 組織編制への着手

州法銀行設置法によれば、The Second State Bank を司る首脳陣は、資本金を持たずに組織統轄に専従する本店銀行の運営に携わる、総裁1名と7名の取締役との計8名で構成される⁵⁶。任期は、総裁が5年、本店銀行の取締役が4年、支店銀行の取締役が1年と定められた⁵⁷。取締役の任期に関しては、本店銀行のそれが支店銀行のそれよりも長く設定され、支店銀行の統轄に関して本店銀行の影響力が伝わりやすい仕組みに設計されている。なお総裁には1,000^{ドル} から5,000^{ドル} までの間の金額で俸給が支払われる⁵⁸。

The Second State Bank を司る計8名の首脳陣のうち、総裁1名と本店銀行の取締役4名の計5名が、州法銀行設置法に基づいて、1834年1月30日に州議会で指名・選出され州政府によって任命される。この5名は、任命先の州政府に対して行為責任を負い、州議会から解職請求を受けた場合、直ちに辞職を求められた。まず The Second State Bank の初代総裁には、Samuel Merrill 州財務局長に白羽の矢が当たる。既述のように、Samuel Merrill は、州域内の銀行業に係る業況や法制度に精通した事務方のトップで、インディアナ州の銀行業の現況と銀行制度の再編に係る提言とを州上院議会で述べ、提言内容の一部が法案に組み入れられ法案が修正されるほどの影響力を有した人物である。州法銀行設置法では、外国籍を持つ人々や、かつて反社会的な政治陰謀を画策し実践した人物、現職の州議会議員、州政府に仕える現職の公務員については、The Second State Bank の本店銀行および支店銀行の取締役に就く資格が与えられないものとされている⁵⁹。このため Samuel Merrill は、The Second State Bank の総裁の指名・任命を受けたことに伴い、11年間勤め上げてきた州財務局長の職を辞した。さらに本店銀行の4名の取締役に、Calvin Fletcher (マリオン (Marrion) 地区)、Seton W. Norris (マリオン地区)、Lucius H. Scott (ヴィーゴ (Vigo) 地区)、Robert Morrison (ウェイン地区) の各氏が、州議会によって指名・選出され州政府によって任命される⁶⁰。注目は、4名の取締役の中に Calvin Fletcher という人物の名前があることである。既述のように、彼は、複数の支店銀行を抱えた州法銀行の存在がかえって州域内の通貨・信用秩序の不安定性を増大させてしまうという旗幟の下に、自らの選挙区民の民意にやむなく背き州議会で法案に反対票を投じたあと、州上院議員を辞職する。そして辞職後すぐの1833年盛夏に、州域内の銀行制度のあり方を熟考することを目指し州議会の臨時召集を求めて示威運動の蜂起を主導した、曰く付きの人物である。州法銀行の設置に係る法案にかつて反対票を投じた人物が The Second State Bank の本店銀行の取締役に州議会によって選ばれ、銀行運営に携わる重責を担う地位に就いた点が、極めて興味深い。

⁵⁶ Esarey [1912] は、本店銀行について“parent bank”ではなく“head office”だとみなしている (Esarey [1912] p.252)。これは本論で詳述されるように、本店銀行が資本金を持たず通常の銀行業務を行わず組織統轄に専従する特殊な機関であることを鑑みての評価であろう。

⁵⁷ 奥田 [1926] は、本店銀行の取締役の任期を5年と記しているが (奥田 [1926] p.133)、これは誤りである。

⁵⁸ Esarey [1912] p.252。

⁵⁹ Harding [1895] p.5. Esarey [1912] p.244. 楠井 [1997] p.161。

⁶⁰ Harding [1895] p.10。

かくして、Samuel Merrill 総裁と本店銀行の取締役4名の計5名は、The Second State Bank の舵取りを担うべく州議会によって指名・選出され、州政府によって任命され、州政府に対して行為責任を負うことになる。この5名は1834年2月13日に初会合を開き、The Second State Bank の組織編制に着手する。最初に着手されたのは、The Second State Bank の出納を包括的に管理する、本店銀行の支配人の選定である。初代支配人に指名されたのは、マリオン地区の会計検査官であった James M. Ray である。支配人への就任を受けるため、彼は会計検査官の職を辞した。そして1834年3月1日付で辞令が下り彼は支配人に就任する。この辞令交付は、民間割当向けの株式引受の公募を行うために帳簿を迅速に州域内の全行政区に向けて開示しなければならないという事情に沿ったものである⁶¹。次に決められたのは、理事会の設置である。理事会とは、州都インディアナポリスの本店銀行内に設けられ、各支店銀行の業務運営を統轄し The Second State Bank の組織全体の舵取りを担う枢要な評議機関である。州政府によって任命された Samuel Merrill 総裁と本店銀行の取締役4名の計5名は、理事長ならびに理事として理事会の構成員とされた⁶²。ちなみに理事会組織の類いは、本店銀行内のみならず各支店銀行内にも設置される。なお本論では、双方の混同を避けるため、各支店銀行内に設置された理事会を以下では運営理事会と表記し、峻別を図ることとする。各支店銀行の業務運営については、各支店銀行の運営理事会の指揮下で遂行される。各支店銀行の運営理事会は、総勢10名から13名の間で構成される。内訳は、本店銀行から1年の任期で理事に任命された3名と、各支店銀行の民間株主からやはり1年の任期で理事に任命された7名から10名の人員とである。各支店銀行の運営理事会は、支店銀行の業務遂行のために、支配人の選定・任命と必要に応じた取締役の人選・任命を行うことができた⁶³。

この初会合では、支配人の選定、本店銀行内に理事会を設置することに加え、重要な事柄が定められる。それは、広大な州域内を複数の行政区にできる限り均等に近づくようなかたちで分けて、区域毎に The Second State Bank の支店銀行を1行ずつ設置し、支店銀行が当該区域の通貨・信用秩序を管轄するという画期的な仕組みを定めたことである。そして各支店銀行を円滑に開業させるために、The Second State Bank の発行済株式を民間に割り当てることに従事する複数の委員が理事会によって任命された⁶⁴。図1は、このとき定められた10の行政区の地理的な位置を示している。さらに各行政区の中核都市に設置された The Second State Bank の支店銀行の総覧を示したのが表1である。図1・表1によれば、The Second State Bank が開業した1834年の時点では、10の行政区が設けられ各地区の中核都市に10の支店銀行が設置されている。全ての支店銀行にギリシャ建築様式の影響を受けた柱廊式玄関が備えられた⁶⁵。続けて図1を見

⁶¹ Esarey [1912] p.255.

⁶² Knox [1892] や Root [1895] は、「州議会で任命されたのは総裁と5名の理事」と示しており (Knox [1892] p.977, Root [1895] p.231), 検討の余地がある。

⁶³ Esarey [1912] p.252. Carmony [1998] p.170.

⁶⁴ Carmony [1998] p.172.

⁶⁵ Hammond [1957] p.300.

図1 インディアナ州の行政区（1834年時点）



出所：Harding [1895] pp.10-11.

表1 インディアナ州の行政区と本店・支店銀行

行政区	中枢都市名	本店・支店銀行名	開業年度
州都	Indianapolis	The State Bank of Indiana (本店)	1834年
第01区	Indianapolis	The Indianapolis Branch Bank	1834年
第02区	Lawrenceburgh	The Lawrenceburgh Branch Bank	1834年
第03区	Richmond	The Richmond Branch Bank	1834年
第04区	Madison	The Madison Branch Bank	1834年
第05区	New Albany	The New Albany Branch Bank	1834年
第06区	Evansville	The Evansville Branch Bank	1834年
第07区	Vincennes	The Vincennes Branch Bank	1834年
第08区	Bedford	The Bedford Branch Bank	1834年
第09区	Terre Haute	The Terre Haute Branch Bank	1834年
第10区	Lafayette	The Lafayette Branch Bank	1834年
第11区	Fort Wayne	The Fort Wayne Branch Bank	1835年
第12区	South Bend	The South Bend Branch Bank	1838年
第13区	Michigan City	The Michigan City Branch Bank	1839年

註：第13行政区の The Michigan City Branch Bank の開業年度については、1840年という説もある。

ると、1834年の時点で、インディアナ州の行政区は中南部を中心に組成され、北部は依然として未開発であることが分かる。これは、全米各地からインディアナ州にきた人々がまずは州の中南部に住み、そこから北部に向けて発展が進んだためである。州法銀行設置法に基づく The Second State Bank の特許条項の中には、10の支店銀行に加えさらに2つの支店銀行を州北部に早期に追加設置する旨のものもあった。上述のように、インディアナ州は移住の進んだ南部から開拓が進み、開拓が進むと共に行政区が新設される。州北部は未開拓ゆえ、2つの支店銀行の追加設置という条項の規定には、この州北部への開拓を促し資金面で後援するという州政府の政策的な意図が多分に込められているといえる。表1によれば、州北部に追加設置が予定された2つの支店銀行とは、The Fort Wayne Branch Bank (1835年創設) と、The South Bend Branch Bank (1838年創設) である。州域内の発展が南部から北部へと広がるのに応じて行政区の数も増え、1840年代末までに全部で17の行政区が設けられる。ただし、17の行政区の設置に対して支店銀行の数は最終的に13で止まり、行政区の数と支店銀行の設置数とは必ずしも一致することとはなかった⁶⁶。

図1と表1とを照合しながら The Second State Bank の各支店銀行が設置された場所の地理的分布を見ると、ある特徴が析出される。インディアナ州は、四方が他州に囲まれている。南部はオハイオ川を州境にケンタッキー州と接している。西部は途中までウォバッシュ川を州境にしながらいリノイ州と接している。東部はオハイオ州と隣接し、北部は五大湖のひとつミシガン湖の南端部を含みつつミシガン州と接している。加えて、州域内の中央部を2つの国道が縦横に走る。2つの国道が交差した十字路にあたる場所が、The Second State Bank の本店銀行と第1行政区の支店銀行 (The Indianapolis Branch Bank) とが置かれた州都インディアナポリスである。1834年に設けられた10の支店銀行のうち、第1行政区の支店銀行 (The Indianapolis Branch Bank) のある州都インディアナポリスと第3行政区の支店銀行 (The Richmond Branch Bank) のあるリッチモンド (Richmond) が、国道沿いの立地である。第2行政区の支店銀行 (The Lawrenceburgh Branch Bank) があるローレンスバーグ (Lawrenceburgh)、第4行政区の (The Madison Branch Bank) があるマディソン (Madison)、第5行政区の支店銀行 (The New Albany Branch Bank) があるニューオルバニー (New Albany)、第6行政区の支店銀行 (The Evansville Branch Bank) があるエバンズビル (Evansville) が、オハイオ川に沿った立地である。さらに、第7行政区の支店銀行 (The Vincennes Branch Bank) があるヴィンセンズ (Vincennes)、第9行政区の支店銀行 (The Terre Haute Branch Bank) があるテレホート (Terre Haute)、第10行政区の支店銀行 (The Lafayette Branch Bank) があるラファイエット (Lafayette) が、ウォバッシュ川に沿った立地である⁶⁷。10の支店銀行の所在地を俯瞰して分かるのは、いずれも陸路・水

⁶⁶ Knox [1903] や Studenski & Krooss [2003] は、The Second State Bank の支店銀行数が17まで増やされた旨を記しているが (Knox [1903] p.694, Studenski & Krooss [2003] p.115)、これは誤りである。

⁶⁷ Carmony [1998] p.172. なお各支店銀行の頭取・取締役の人名一覧については、Esarey [1912] pp.255-256を参照のこと。

路に基づく運輸・交通の要衝に立地し、所在地の多くが隣接諸州との交易が盛んな州境に近い場所にあるという点である。

では、なぜ広大な州域を複数の地区に分け、区域毎に The Second State Bank の支店銀行を置いては当該の区域内の通貨・信用秩序を統轄させるかたちで制度が設計されたのか。それは、州域内でも地区・地域毎に人口数や住民生活の質や経済的な依存先が異なるために経済環境が地区・地域毎に異なっていたからである。経済的な依存先に関しては、州南部では合衆国南部の諸州特にケンタッキー州との繋がりが深く、州北部では合衆国東部の諸州特にミシガン州との繋がりが深い。経済環境が地区・地域毎に異なれば、融資が必要な産業や商業の種類・性格も地区・地域毎に異なる。それゆえ、地区・地域毎に異なる経済環境に細やかに対応できるよう、州域全体を複数の行政区に分け、独立採算の利いた支店銀行を各行政区に1行ずつ配置させてはその区域内での資金需要への対応や通貨・信用秩序の安定に腰を据えて従事できるよう、独特の制度設計が図られたのである。

3. 制度の内実

3.1 銀行間組織の構成

では、銀行制度の根幹を成す The Second State Bank の独特な銀行間組織は、どのような内部構成を持つのか。The Second State Bank は、本店銀行と10の支店銀行とから成る集合組織体である。この集合組織体を一括りすることで単一の州法銀行とみなされ「The State Bank of Indiana」の名称がかぶせられる。本店銀行も支店銀行も、州議会に対する年次報告書の提出が義務付けられている。州議会は、The Second State Bank に対する監査の全権を有すると共に、必要ならば、The Second State Bank に対する監査のために特別監査員をいつでも任命できた。州議会に提出される年次報告書は、本店銀行の総裁・取締役および各支店銀行の頭取・取締役によって執筆される。年次報告書の内容を改竄したり誤った内容を記載したりした者には、州議会が重罪に課すことができた。また、州知事や特別監査員が、州法銀行設置法で定められた特許条項の規定を The Second State Bank が侵害していることを発見したりその証拠をつかんだりすれば、特許は即刻剥奪される。

本店銀行と各支店銀行とは、独特の繋がりを持つ。まず、発券や手形割引、融資や決済など一連の銀行業務については、各支店銀行が各々の所轄区域内において独自の裁量で行う。本店銀行は資本金を持たず一連の銀行業務を一切行わない⁶⁸。次に、各支店銀行は字義通りの「支店銀行」とは異なり、本店銀行の手からは離れて独立採算制を採り、各支店銀行内に置かれた運営理事会が独自の査定や業務判断を示し、発券や手形割引、融資や決済の事業を行う。どの手形や銀行券を選別し受け取るのか、必要とされる担保の種類をどれにすべきか、準備金をどれ

⁶⁸ 奥田 [1926] pp.132-133. FDIC [1953] p.46.

だけ積んでおくか、債権取立の優先順位をどうつけるかなど業務運営に係る事項は、各支店銀行の運営理事会が独自の裁量で決断する⁶⁹。利益の獲得や分配、資産の保有も各支店銀行が独自に行う。各支店銀行が独自に織り成す業務運営の方策や経営判断に対しては、本店銀行による指導や介入を受けない。とはいえ本店銀行は、各支店銀行の業務内容や財務状況に係る監督・監査について強い権限を有した。ただし、本店銀行が各支店銀行に対し上から一方的に監督・監査権限を押し付けるといった、上意下達の単純な厳格統制の形態ではない。そう言い切れる根拠は、本店銀行内に置かれた理事会の仕組みにある。理事会とは、既述のように、The Second State Bank という独特な銀行組織体を司るために本店銀行内に置かれた評議機関で、各支店銀行の監督・監査を担う。理事会は、総勢6名で構成される。内訳は、州議会が選出・指名し州政府が任命した総裁1名および本店銀行の取締役4名の計5名に加え、残り1名の理事枠には、各支店銀行の民間株主の中から各支店銀行の運営理事会が推挙した代表者1名が輪番で座る⁷⁰。総裁は理事会の理事長を兼任し、理事会で審議事項の採決が分かれた場合に投票権を行使する。また、必要に応じて理事会を召集する権限も有した。理事長職に座る The Second State Bank の総裁に加え、本店銀行の取締役4名および各支店銀行の運営理事会によって推挙された民間株主の代表者1名が、理事として理事会に名を連ねる。つまり、理事会に支店銀行側から代表者を推薦のうえ理事として送り込むことができたために、支店銀行を監視するためのルールの設定や吟味や改定を行う際に各支店銀行の意向を反映させうる余地を充分に残した仕組みになっていたのである⁷¹。

理事会が各支店銀行に対して行使される権限については、おもに4点ある。第1に、理事会は支店銀行の新設・増設や閉鎖を決定できた。ある支店銀行が他の支店銀行の業務運営に悪影響を及ぼす事態になってしまったり、投資（払込資本金）に対し年6%の利益率を開業後1年以内に達成できなかつたりしたならば、理事会はその支店銀行を不採算店舗として認定し、管財人の立会いの下で閉鎖できたのである。

第2に、理事会は、支店銀行の取締役の選出に関与できたほか、支店銀行の株式配当率を一律に統制できた。支店銀行の業務運営を執り行う取締役の総数は、本店銀行の理事会の監視の下に10名から13名の間で固定され、うち3名を本店銀行内の理事会が直接任命して送り込むことができた。各支店銀行の株式配当率を理事会が一律に統制する理由は、まず、株主への配慮を重視するあまり過度の株式配当金の供与を実践することで生じてしまいうる減資を防ぐためである。さらに、各支店銀行から払込資本金総額の16分の1にあたる金額を理事会が徴収し、この徴収金をもとに必要最低限度の「剰余基金」が創られることになっており、この「剰余基金」を堅持するためである（「剰余基金」の仔細は本論3.2で後述する）。なお、各支店銀行において生ずる株主への未配当に伴う剰余金については、各支店銀行でその維持が義務付けられた。

⁶⁹ Harding [1895] pp.4-5.

⁷⁰ White [1914] p.334. Hepburn [1924] p.146.

⁷¹ Harding [1895] pp.4-5.

第3に、理事会は、各支店銀行が独自の裁量で行う業務、特に発券・手形割引・預金獲得・融資査定について監督できた。発券については、理事会が全ての支店銀行の発券用の印刷原版を管理し、各支店銀行からの発券要請に基づいて必要な金額分だけ印刷を行う。印刷された各支店銀行券には、本店銀行の総裁名義によるサインと発行元である支店銀行の支配人名義のサインとが必ず施された。この方式によって、各支店銀行の発券総額が本店銀行内の理事会によって事実上コントロールされ、州法銀行設置法に基づいた発券総額の上限（払込資本金総額の2倍にあたる金額分まで）を超えないよう配慮された⁷²。印刷された支店銀行券は、その支店銀行の頭取や取締役が本店銀行から当該の支店銀行まで乗馬で運んだ⁷³。発行銀行券の金種についても、額面5^{ドル}以下の小額面券の発行が州法銀行設置法に基づいて禁止された。ただし、必要に応じて額面10^{ドル}にまで金種制限を緩和できる権限を州政府が有した⁷⁴。本店銀行は、5^{ドル}以下の額面の他州の州法銀行券を通貨として受け取ったり手許に置いたりすることが禁じられた⁷⁵。各支店銀行は、自ら発行した支店銀行券の兌換が請求された際には、額面通りに正貨との兌換に応ずることが求められた。また、各支店銀行は他の支店銀行が発行した支店銀行券を額面通りに受け取ることが求められた⁷⁶。手形割引による与信については、支店銀行における手形割引の総額が自らの払込資本金総額の1.25倍に達した段階で、それ以上の手形割引の遂行を、理事会が支店銀行の健全経営を維持する観点から制御することができた⁷⁷。また手形割引の総額は、払込資本金総額の2.5倍を超えてはならないものとされた⁷⁸。預金獲得については、州民から各支店銀行への預託を經由して本店銀行に集められた総預金を各支店銀行に均等に割り振る権限を、理事会が有した。支店銀行が各々の管轄区域内で独自に集めた預金をそのまま保有する仕組みではなかったのである。融資の査定については、ある支店銀行が500^{ドル}以上の融資案件を扱う場合、当該の支店銀行の運営理事会において頭取・取締役の全員による投票が行われ、投票総数のうち7分の5以上の賛成票が必須であった⁷⁹。また、投票をめぐる一連の経過に関しては、この投票を行った頭取と取締役全員の記名も含めて当該の支店銀行における運営理事会の議事録に収められるものとされた⁸⁰。なおかつ、ある支店銀行が5,000^{ドル}以上の高額な融資案件を扱う場合、理事会への報告と理事会による承認とが必要とされたのである⁸¹。なお、各支店銀行が各自の判断で実践する融資についても、厳格にかつ慎重に行うための様々な規制が存在した。融資目的については、インディアナ州が農業州であることに鑑み、農業資源の開発に係る

⁷² Root [1895] p.231. Esarey [1912] p.253.

⁷³ White [1914] p.335.

⁷⁴ Root [1895] p.231. Sharp [1970] p.45.

⁷⁵ Knox [1903] pp.694-695. Esarey [1912] p.252.

⁷⁶ White [1914] p.335. Hepburn [1924] p.147.

⁷⁷ Harding [1895] p.4.

⁷⁸ Hepburn [1924] p.147.

⁷⁹ Dewey [1910] p.191. Hepburn [1924] p.147. 奥田 [1926] p.134. なおKnox [1903] や楠井 [1997] は、「7名の理事のうち少なくとも5名の同意が必須であった」と示しているが⁸ (Knox [1903] p.695, 楠井 [1997] pp.161-162)、支店銀行の運営理事会の構成員数は必ずしも7名ではない。

⁸⁰ White [1914] p.334. Hepburn [1924] p.147.

⁸¹ Knox [1903] p.695. Dewey [1910] p.191.

ものに絞られた。商人向けの融資は1件当たり300^{ドル}以内、製造業者への融資は1件当たり500^{ドル}以内に制限された。ちなみに The Second State Bank が創設された1834年の時点で、インディアナ州の人口約100万人のうち、商業従事者は約1,000人、製造業の従事者は1,000人を下回る人数に留まった⁸²。商業・製造業向けの融資対象者はごく限られていたのである。農業者向け融資は、長期ではなく短期・中期のものを柱とした⁸³。なお各支店銀行において最も要求の多かった融資の形態は、抵当権の付いたモーゲージ融資である⁸⁴。各支店銀行による融資査定の基準として、借手の資産状態よりもむしろ借手の人間性（日常生活における勤勉・誠実・謹厳）が重視された⁸⁵。

第4に、理事会は、各支店銀行に対する財務監査を統制できた。理事会は、州法銀行設置法の第15条に基づいて3名の銀行監督官を選任し、同法第63条に基づいて原則年2回、これに加え必要と判断されれば適宜、各支店銀行の監査にあたらせることができた。各支店銀行の監査は、理事会の長である本店銀行の総裁の手によって実施されるものとされた。また理事会は各支店銀行に対し統一的な会計方法を定めた。それは試算表を月毎に作成し半年毎に決算表を作成することを各支店銀行に義務付けるというものである。さらに理事会は、各支店銀行から財務内容に係る月例報告書の提出を要求できた。この月例報告書の内容に基づいて、理事会は、各支店銀行に各自の資産に対する不足分の填補を要求できたのである⁸⁶。

なお、本店銀行および各支店銀行に関しては、上述の仕組みのほか、商務に係る種々の事柄が、州法銀行設置法に基づく特許条項のなかで事細かに規制された。重要だと思われるおもな規制内容を、以下に記しておく。①支店銀行は不動産の保有が禁じられた。ただし業務取引の上で必要とされる不動産の保有や、債務履行の手段として利用され手中に収められた不動産の保有・処分については、この適用の対象外とされた。②支店銀行における本店銀行宛の未払債務の総額は、払込資本金総額の2倍に相当する金額分までに制限された。また、各支店銀行による本店銀行宛の債務総額は、払込資本金総額に相当する金額分までとされた（ただし預金債務および州当局の認可による債務は計算から除かれる）。③本店銀行の債務総額（預金債務を除く）は、払込資本金総額に相当する金額分までとされた。④支店銀行は自行の発行済株式を担保とした融資が禁じられた。⑤支店銀行は融資について返済の延滞容認を禁じられた。⑥本店銀行および支店銀行の取締役および行員は、公衆に示したものと異なる条件で借入を行うことや、取締役・行員どうしの間の裏書きによる与信・受信を行うこと、財政的に利害関係のある議題への投票を行うことが禁止された。⑦本店銀行および支店銀行は、払込が未了の株主に対する株式配当金や株式の譲渡について、株主に各自の株式による割賦を可能にさせるための割引の実施について、株主による払込資本の即座の引き出しについて、それぞれ禁止した。

⁸² White [1914] p.338. 奥田 [1926] p.135.

⁸³ Bodenhorn [2003] p.225.

⁸⁴ White [1914] p.338.

⁸⁵ Knox [1903] p.695. 楠井 [1997] pp.161-162.

⁸⁶ Harding [1895] p.4. Esarey [1912] p.253. White [1914] p.336. 奥田 [1926] p.132. Redlich [1951] p.23.

⑧支店銀行は融資の際に複利計算で6%以上の金利をとることが禁止された。⑨支店銀行は手形割引の際に6%以上の割引率を施すことが禁止された。⑩支店銀行は正貨支払を停止させてはならず、正貨支払が停止される事態に陥った場合、当該銀行の債務総額に12.5%の罰則金利が課された。⑪支店銀行は他行からの借入ならびに自行銀行券に利子を付して利払いを行うことを禁じられた。ちなみに、特許条項の規定に基づいたこれらの規制は、州議会での審議・承認を踏まえないと改定ができなかったのである⁸⁷。

3.2 株主構成の内実

では、独立採算で自由に動く複数の支店銀行の集合体を本店銀行が緩やかに束ね統轄するという、独特な銀行間組織を持つ The Second State Bank において、「所有と経営」のメカニズムはどうなっているのか。この点の解明は、独立採算により各自の裁量で動く10の支店銀行とそれらを緩やかに束ねる本店銀行との結節点に係る実態を、つまりはこの銀行間組織の独創性そのものを具体的に裏付けるものとなる。そこで、The Second State Bank をめぐる株主構成の内実について追究を試みてみよう。

The Second State Bank の資本金は、総額で160万ドルと定められた。資本金は、本店銀行の下に集められたあと、最終的に、10の行政区の通貨・信用秩序を管轄する10の支店銀行に各々の資本金として16万ドルずつ均分される⁸⁸。上述のように、本店銀行は、資本金を持たず、一般の与信業務を行わず、銀行間組織の統轄および各支店銀行の監査・破綻処理に係る業務に専従する。The Second State Bank は、額面50ドルの株式を発行して市中から資金を調達し、出資にあたっては正貨による払込みを必須とした。特筆すべきは、出資者ないし株主として州政府による関与が極めて濃厚であった点にある。発行済株式の50%を州政府が保有し、残りの50%を民間の個人や法人が保有するという、文字通り「半官半民」の株主構成で The Second State Bank への出資・所有がなされた⁸⁹。州法銀行設置法の第3条に基づいて、民間への株式割当はインディアナ州民に限定された⁹⁰。民間による株式引受については、法人よりも個人に、非居住者よりも居住者に、大規模よりも小規模の株式引受の申込者に、優先権が与えられた。株主総会における非居住者の株主の委任状は個人100名分までしか認められないものとされた。さらに株主総会における1株あたりの議決権を減らす意図で、個人株主の数をできるだけ増やす配慮がなされた⁹¹。この配慮ゆえ、保有株式数と議決権との関係は州法銀行設置法によって複雑に定められた。

⁸⁷ Harding [1895] pp.7-10. Knox [1903] p.694. Esarey [1912] pp.251-252. White [1914] pp.334-335. Hepburn [1924] p.147. 奥田 [1926] pp.133-135. Carmony [1998] pp.170-171. なお⑩について、Harding [1895] は罰則金利を第2次合衆国銀行の場合と同じ12%と記している (Harding [1895] p7, p.9), 検討を要するところである。

⁸⁸ Harding [1895] p.5. White [1914] pp.333-334. 奥田 [1926] p.132. Helderman [1931] pp.46-48. 楠井 [1997] pp.161-162. Carmony [1998] p.169.

⁸⁹ Myers [1966] 訳p.154. Carmony [1998] p.169.

⁹⁰ Esarey [1912] p.244.

⁹¹ Esarey [1912] p.255. Carmony [1998] p.170.

保有株式数が4株までの場合、保有株式1株につき1票の議決権が与えられる。しかし保有株式数が4株を超え30株までの場合は、2株につき1票の議決権が与えられる。保有株式数が30株を超え90株までの場合は、4株につき1票の議決権が与えられ、同じく90株を超え150株までの場合は、6株につき1票の議決権が与えられる。保有株式数が150株を超えると、10株につき1票の議決権が与えられるのみであった。なお議決権の付与縮減を組み込んで株式の大量保有を制限させるという仕組みは、アメリカの独立後すぐ連邦によって創設された第1次合衆国銀行（1791-1811年）が特許規定に盛り込んだのが最初で、インディアナ州もそれを手本に導入した⁹²。

The Second State Bank の株式引受を申し込むための帳簿が州域内の各地区で初開示されたのは、1834年4月7日である。州法銀行設置法に基づいて、民間に向けた株式引受の申込は30日間とされ、申込期間中は帳簿が3人の理事によって毎日午前9時から正午まで開示され続けた。公募情報はインディアナ州で発行されている全ての新聞紙上に掲載された。株式の大量保有者を減らし個人株主の数を増やすという上述の方針のもと、大量引受希望の申込者が続出し株式の適正な割当に支障をきたす事態が生じた場合については、対象者から除外する手続が整えられる。まず非居住者の申込分が除かれ、次に法人の申込者が外され、最後に全申込者を対象に一律500^{ドル}分までにしてしまう。以上の手続である。この時の公募が The Second State Bank の株式引受を民間に割り当てるための最初の公募となる。この時の公募では、当初は応募者が現れなかったが、締め切り間際になって公募分の株式全てに対して申込希望者が現れた⁹³。では、The Second State Bank の株式引受がなぜ成功裡に進みえたのか。

民間による株式引受については、以下の背景がある。発行済株式の50%を民間に引受・保有してもらうために、州政府は、州域内の各地をくまなく回り株式引受の嘆願・勧誘を行う。そのうえで民間による株式引受を誘う究極の手段として、州政府は、株式引受を認諾した全ての個人や法人に対し株式引受を容易にすべく必要資金の一部を立て替えるという、驚くべき方策を展開する。具体的には、抵当権を設定し払戻しに陥ったときのための株式の先取特権を設定したうえで、額面（50^{ドル}）の62.5%にあたる1株あたり31.25^{ドル}に引受予定の株式数を乗じた金額分を立替金額として算定しこれに年利6%を付して、民間株主に2～3回程度の割賦を前提に貸し付ける。この貸付は、州政府による立替金額分の少なくとも2倍の価値を有する当該株主所有の不動産の抵当権利証書に基づいて行われる。この貸付の元利返済は20年から30年の間の長期タムで行われる。州政府によるこの貸付が行われるまでに、当該の民間株主は、額面（50^{ドル}）の37.5%にあたる1株あたり18.75^{ドル}に引受株式数を乗じた金額分を正貨で払い込んでおく⁹⁴。このような巧みな仕組みを有した資金斡旋を州政府は進めていたのである。この資金斡

⁹² Esarey [1912] p.244.

⁹³ Harding [1895] p.11. Esarey [1912] p.255.

⁹⁴ Knox [1892] p.977. Harding [1895] pp.24-26. Knox [1903] p.694. Esarey [1912] p.253. White [1914] p.333. Hepburn [1924] p.146. 奥田 [1926] p.132. Bodenhorn [2003] p.235.

旋は合法的なもので、州法銀行設置法の第7条に基づいて、州民への株式割当を促し州民を助成する目的のために州政府によって行われるものとされた⁹⁵。株式引受のための必要資金を州政府が民間株主の予定者に融通するというこの特殊な資金斡旋の仕組みを媒介にしつつ、民間株主による個別引受額の最高は5,000ドル（100株の引受到相当）に達する⁹⁶。実際には1834年5月10日の時点で、まず第1行政区のThe Indianapolis Branch Bankと第2行政区のThe Lawrenceburgh Branch Bankとに係る分の民間向け割当分の株式全てが引き受けられ、正貨が払い込まれる。それから10日後の1834年5月20日までに、各支店銀行の資本金に用立てられる8万ドルずつ計80万ドル分の民間向け割当分の株式全てが引き受けられ、正貨が払い込まれたのである⁹⁷。

他方、州政府による株式引受については、以下の背景がある。The Second State Bankの株式の購入資金を調達すべく、州政府は州債の発行・販売を画策する。州債の発行は、州政府の外郭団体、「減債基金」（仔細は本論3.3で後述する）の理事達が行い、州債の販売を実際に執り行ったのは、州域内開発を目的とした州政府の外郭団体、The Wabash & Erie Canal Fundの理事達である。The Wabash & Erie Canal Fundの理事達は、すでに1834年3月の時点で合衆国東部の株式市場が活気を帯びつつあったことを認識するが、この時点での州債の販売は見送られる。その後市況は回復・上昇の過程を辿り、4ヵ月後の1834年7月に、The Wabash & Erie Canal Fundの理事達によって、5%利付の額面1,000ドル・期間30年の州債が初めて販売される⁹⁸。この州債は、満期（30年）がThe Second State Bankの特許期間（1857年1月1日までの約23年間）よりも長く、州政府によって保有されるThe Second State Bankの株式がその株式配当金をあてにすることで担保に付けられ、The Second State Bankの民間株主にその担保の先取特権が付けられた⁹⁹。この州債は“Bank Bond（銀行債）”と命名される¹⁰⁰。“Bank Bond”の発行総額は、州政府が当初決めた130万ドルを上回り、3年間で3回（第1回目：総額50万ドル分：1834年8月販売、第2回目：総額45万ドル分：1835年8月販売、第3回目：総額44万ドル分：1836年販売）発行され、計139万ドルに上ることになる¹⁰¹。なお第1回目の販売総額（50万ドル分）は、各支店銀行に対して州政府が行う第1回目の株式払込（支店銀行1行あたり5万ドルで計50万ドル）に相当する金額分である。1834年8月6日には、ロンドン証券市場で初めて販売された“Bank Bond”が、交渉の末、額面に1.05%のプレミアムが付いた市場価格（時価総額50万5,250ドル）でニューヨーク市所在の商会、The Messrs. Prime, Ward & Kingに売却される。プレミアムが付いたこ

⁹⁵ Esarey [1912] p.244.

⁹⁶ Knox [1903] p.694.

⁹⁷ Esarey [1912] p.255. Carmony [1998] p.172.

⁹⁸ Harding [1895] p.11.

⁹⁹ Hepburn [1924] p.146. 奥田 [1926] p.132. なお Bodenhorn [2003] は、“Bank Bond”の満期を25年と記しているが（Bodenhorn [2003] p.235）、これは誤りである。

¹⁰⁰ Harding [1895] pp.24-26. White [1914] p.333.

¹⁰¹ Harding [1895] p.6, p.24.

とで州政府の利払い分の出費負担が軽減された¹⁰²。出費軽減はどの程度なのか。州政府の利払い分（州債発行額の5%： $50万ドル \times 0.05 = 2万5,000ドル$ ）にプレミアム分（州債発行額の1.05%： $5,250ドル$ ）が充てられる。したがって、州政府は総額で21%の出費軽減となったのである。州政府は“Bank Bond”の引受先からスペイン銀貨やメキシコ銀貨で正貨を入手し、その正貨を出資金として The Second State Bank に払い込み、The Second State Bank の発行済株式を取得する。

各支店銀行は、州法銀行設置法に基づき、認可された資本金総額16万ドルのうち、開業前までに総額8万ドルの資本金を正貨で備えておくことが義務付けられた。開業前までに必要な資本金総額8万ドルの内訳は、1816年制定の州憲法の規定に基づいて、5万ドルが州政府による払込み、3万ドルが民間による払込みである。残りの資本金8万ドルは、2回の年賦によって正貨で払い込まれ、正貨による資本金の払込みを開業後2年間で完了することが求められた¹⁰³。さらに州政府による支店銀行への出資金総額8万ドルのうち、当該の支店銀行が開業後もこの出資金を未使用の場合、未使用分は他の支店銀行に移管できた¹⁰⁴。州政府から出資金として払い込まれた総額50万ドル分の正貨は、1834年10月15日の時点で、本店銀行内の理事会の手中に置かれ、各支店銀行に資本金として5万ドルずつ均分された。さらに、民間への株式引受を円滑に進めるための州政府による上述の資金斡旋の方策が奏功する。前述のように、すでに1834年5月の時点で民間に向けた株式引受の募集が終わっている。開業を間近に控えた1834年11月10日までに、The Second State Bank の発行済株式を取得した民間株主による第1回目の株式払込について、全て正貨で、具体的にはスペイン銀貨やメキシコ銀貨など輸入銀の鑄貨で済ませられたことが確認された¹⁰⁵。ある支店銀行の民間株主が他の支店銀行の民間株主に名を連ねることはなく、民間株主の陣容は支店銀行によって異なった¹⁰⁶。支店銀行の資産や稼ぎはその支店銀行の株主の占有とされたが、株式配当金の支払については本店銀行によってのみ公表が可能であった¹⁰⁷。これは、本店銀行内の理事会が各支店銀行の株式配当率を一律に規制できたことに由来するものであろう。なお満期の有無に拘らず、融資に付した利子未払い分を株式配当金に算入させてしまうことはできなかった¹⁰⁸。ともかくこれで The Second State Bank には、州法銀行設置法で開業前までに必要と定められた資本金（総額80万ドル分：認可された資本金総額160万ドルの半分に相当する）が全て正貨で払い込まれ、開業に向けた準備が整う。翌11月11日の時点で、各支店銀行は各々の運営理事会において頭取と取締役とを選出した¹⁰⁹。各支店銀行の頭取と取締役

¹⁰² Hunt's Merchants' Magazine [1849] p.151. Esarey [1912] p.256. Bodenhorn [2003] p.235.

¹⁰³ Harding [1895] p.6. Esarey [1912] p.245. 州憲法の銀行業に係る規定については、大森 [2006] p.125を参照。

¹⁰⁴ Carmony [1998] p.691の脚注82を参照。

¹⁰⁵ Harding [1895] p.11. White [1914] p.333.

¹⁰⁶ Harding [1895] pp.4-5.

¹⁰⁷ White [1914] p.334. Hepburn [1924] p.146.

¹⁰⁸ White [1914] p.334. Hepburn [1924] p.146.

¹⁰⁹ Harding [1895] p.11.

との選出・任命は、支店銀行が置かれた各区域の有力商人層が地元有力者かつ株主としての立場を利用し仲間内で済ませてしまっていた¹¹⁰。本店銀行の理事会に派遣される支店銀行側の代表者についても、各支店銀行の運営理事会で選出・任命が済まされた。

このように、The Second State Bank は、州政府による民間への積極的な出資金斡旋と州債を活用した資金調達の様相を基盤にしながら半官半民の出資・銀行所有が展開されるという、驚くべき特性を具えていたのである。半官半民の株主構成に加え、さらに注目すべき特徴として、州政府と銀行間組織と株主（州政府と民間の個人・法人）とのトライアングルをめぐる資金脈流の狭間に緩衝が組成される。この緩衝は、「剰余基金」「徴収基金」「減債基金」の計3種類の基金で構成される。「剰余基金」とは、州法銀行設置法の第54条に基づいて、各支店銀行が株式配当金を拠出する前の段階で、各支店銀行から各自の払込資本金総額の0.0625%（16分の1%）に相当する金額分を、理事会が自らの権限に基づき徴収・プールして管理下に置いた基金である¹¹¹。「徴収基金」とは、The Second State Bank の株式保有に際し1株あたり12.5¢の金額が課税の代わりとして株主から徴収され、プールされた基金である。「徴収基金」は、州政府が運営する「公立学校基金」(The Common School Fund) に全額寄附される¹¹²。「減債基金」は、The Second State Bank への出資金を調達すべく州政府が発行した“Bank Bond”の迅速な償還と利払いとを主目的に組成された基金である。それゆえ、州域内の通貨・信用秩序を安定化させる銀行制度の維持にとり、上記の3基金のなかでは最も重要な基金である。そこで「減債基金」の構造と、州域内の通貨・信用秩序を最終ラインで包括的に支える銀行債務の保証体系の内実とについて、節を改めて詳細に分析してゆくことにしよう。

3.3 減債基金と債務保証

「減債基金」とは、The Second State Bank の筆頭株主たる州政府に定期的に入る莫大な株式配当金などをプールし、減債すなわち“Bank Bond”の償還と利払いとを迅速に進めることと、遊休する基金の一部を政策的に有効活用することを目的に、運営を外郭団体に委ねるかたちで州政府が創設した機関である。「減債基金」の運営を管掌するのは、運営理事会(The Sinking Fund Commission)である。この運営理事会は、The Second State Bank の総裁1名と州議会で任命された4名の計5名で構成され、「減債基金」の運営に係る年次報告書を州議会に提出することを義務付けられている¹¹³。「減債基金」をめぐる年次決算の報告もこの年次報告書で明示される。なおこの決算で計上された剰余金については、翌年度への繰越金とはならず、上述の「徴収基金」と同様に、州政府が運営する「公立学校基金」(The Common School Fund) に全額

¹¹⁰ White [1914] p.334. なお地元の有力商人層による各支店銀行の運営は概ね良好であった (Madison [1986] p.88.)。

¹¹¹ Dewey [1910] p.226.

¹¹² Esarey [1912] p.252.

¹¹³ Harding [1895] pp.8-9.

寄附される。

「減債基金」の原資は、4つのルートから流れ込んで集まる資金のプールで構成される。第1のルートは、上述のように、筆頭株主の州政府が保有する The Second State Bank の株式から得られる株式配当金で、原資を成すメインルートである。第2のルートは、複数回の分割払込を前提に州政府から資金の一部立替を受けながら The Second State Bank の株式を取得した民間株主のうち、州政府からの立替資金が未返済の状態にある民間株主に宛てて供与されたものの、州政府が暫定的に保有することになっている株式配当金である。第3のルートは、州債つまり“Bank Bond”の引受先から得られる資金総額のうち、The Second State Bank の株式購入に実際に充てられた総額を差し引いた残余金である。第4のルートは、集めたあと遊休する「減債基金」のプールそのものを元手にした長期融資の利息収入である。この長期融資は、融資総額の2倍に相当する評価額分を不動産で担保するという、不動産担保融資の形態が採られた¹¹⁴。担保は不動産が原則で、株式による担保は禁止された。融資先については、州域内の開発や発展に資する案件を重視する一方で、不動産取得への融資を、商業上不可欠とされる場合や抵当流れの取得を支援する場合を除き、禁止した。「減債基金」が長期融資を柱とする一方で、The Second State Bank の各支店銀行が、不動産を担保にとらず、手形割引を中心とした中短期融資の事業を各々の管轄区域内で着実に遂行する¹¹⁵。これにより、インディアナ州における融資事業は長期・中短期の両面で相互に補完され合った、独創的な仕組みを完備したのである。

「減債基金」の構造を俯瞰すると、以下の特質が浮き彫りとなる。すなわち州政府が、5%利付の州債（“Bank Bond”）の引受先から得られた資金を元手に、The Second State Bank の発行済株式の50%を保有し筆頭株主となる。それゆえ、各支店銀行による業務活動の所産たる The Second State Bank の総利益の一部が、株式配当金として筆頭株主の州政府に経常的に入る。州政府は筆頭株主としての立場を活用し、経常的に手許に入る巨額の株式配当金をプールして「減債基金」を作る。なおかつ州政府は、「減債基金」を影響下に置きながらあくまでも直轄ではない形態で管理すべく外郭団体を拵える。州政府は外郭団体を介しこの基金を利用して減債つまり“Bank Bond”の迅速な償還・利払いを進める。「減債基金」を通じて、州政府は、借金をして入手した株式の配当金でまさにその借金を返済するというわけである。同時に、遊休する基金の一部を、政策効果が期待される領域に、州域内の活性化や発展に資する政策的な長期融資を行うかたちで活用する。州政府は、占有こそしないが銀行間組織に陰に陽に深く関わることで、州域内の通貨・信用秩序の管理を主導するのみならず、州域内の開発をも金融面で主導できる、瞠目すべき仕組みを巧みに作り上げたのである。

続いて銀行債務の保証体系について見てゆこう。銀行債務の保証対象は、銀行券や預金を始め支店銀行の債務全般に及ぶ¹¹⁶。債務保証は、以下の手続を経て行われる。The Second State

¹¹⁴ Harding [1895] p.24.

¹¹⁵ Harding [1895] p.24.

¹¹⁶ FDIC [1953] p.46.

Bank の本店銀行内に置かれた理事会は、州法銀行設置法の第15条と第63条とに基づき、3名の銀行監督官が各支店銀行の財務状況について原則として年2回、要請があれば適宜監査を行い、問題点の発掘と対処に努める。監査の遂行にも拘らず一部の支店銀行が支払不能に陥ってしまった場合に、以下の手続がとられる。まず、支店銀行の閉鎖を決める権限は本店銀行内の理事会にあるので、理事会が当該の支店銀行を閉鎖するか否かを定める。次に、閉鎖が決まった支店銀行について、支払不能に陥った要因が汚職によるものか否かが見極められる。反証が不能ならば、支払不能に陥った要因は基本的には汚職による詐欺行為によるものとみなされる¹¹⁷。そのうえで、州法銀行設置法の第44条に基づき、理事会が管財人を任命する。支払不能に陥った支店銀行の保有資産については、当該の支店銀行の株主に出資金を返還するために、州政府が最初の先取特権を有する¹¹⁸。支払不能に陥った要因が汚職にある場合、当該の支店銀行の経営陣（頭取や取締役）は、債権者に対して無限責任が課せられ、各々が所有する資産の売却による債務弁済が要求される。経営陣の資産売却による弁済後にもなお残る残余債務については、州法銀行設置法の第102条に基づいて、当該の支店銀行に出資した株主に責任が求められる。各株主の責任の大きさは、各株主の持株数の大きさに比例する。各株主が責任を負う金額は各自の出資総額を超えないものとされ、上述の残余債務に対して、各々の出資総額を超えない範囲内で、持株数の大きさに応じて比例配分しその履行をシェアした¹¹⁹。

もっとも、銀行債務の保証を担う責任主体は、当該の支店銀行の経営陣や株主に留まらない。他の諸々の支店銀行や本店銀行の経営陣も、債務保証に当事者として関与する。これは、本店銀行と各支店銀行とが全債務について相互に責任を負うことが州法銀行設置法の第9条で規定されていたことによる。具体的には、支払不能に陥った支店銀行が現れた場合、当該の支店銀行が抱える不履行債務を弁済するために、まずは上述のように、支払不能に陥った支店銀行の経営陣や株主が自ら保有する各種資産の売却によって得られた資金で充当される。ここで残った不履行債務については、州法銀行設置法の第26条に基づいて、本店銀行の経営陣が責任を負う。この残余債務の履行を完遂するために、本店銀行の経営陣は権限を行使して、当該の支店銀行が支払不能に陥ってから1年以内に、他の各支店銀行にその残余債務を均分して弁済負担を共同で行わせるのである¹²⁰。さらに州法銀行設置法の第46条と第102条とに基づいて、本店銀行内の理事会が他の各支店銀行にそれぞれの割当て「寄附金」の拠出を訴えかけることができた。そしてこの「寄附金」を、支払不能に陥った支店銀行が抱える不履行債務の最終弁済に充てることができたのである。

このように黎明期アメリカ・インディアナ州の銀行制度の下では、各支店銀行は独立採算により各々の管轄する行政区域内で与信・決済業務を遂行し、資産や利益を各自で獲得・保持す

¹¹⁷ White [1914] p.335.

¹¹⁸ White [1914] p.334. 奥田 [1926] p.133.

¹¹⁹ Harding [1895] pp.6-7. White [1914] p.335.

¹²⁰ White [1914] p.334. Hepburn [1924] p.147. 奥田 [1926] p.133. Redlich [1951] p.24.

る。一方で負債については、支店銀行の経営陣・株主のみならず本店銀行および全支店銀行をも含めた包括的な相互責任の紐帯が張られ、その紐帯をさらに包容するかたちで必要に応じて「寄附金」が生まれ、債務保証の備えに万全に期す。通貨・信用秩序の安定確保を強く意識した実に緻密で重層的な機構が、州単位で拵えられたのである¹²¹。

かくして、中央銀行なき時代の黎明期アメリカにおいて実に特異でかつ精度の高い銀行制度が、インディアナ州で誕生する。理事会が1834年11月17日に開催され、2日後の11月19日には、時の Noble 州知事が、The State Bank of Indiana という名を冠する The Second State Bank の開業を記した宣言書を発布する。この発布に基づいて、本店銀行と10の支店銀行とで構成される単一の州法銀行 The Second State Bank が、翌11月20日に正式に開業する¹²²。全米でも類稀にみる独特な性格を帯びた銀行制度がいよいよ動き始めることとなるのである。

結 語

本論では、いわゆるフリーバンキング論批判としての問題意識を強く念頭に置きながら、中央銀行なき時代の黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度の「自生性」に注目し、まさにその成立過程にあたる1832年から1834年までの実態をつぶさに探究してきた。本論での分析を通じ、以下の内実が解明された。

インディアナ州では、「反銀行主義」の理念が社会的に貫かれた結果生じた、銀行不在という特異の状況下にあつて、通商活動の活発化と移住者の増大という州域内の経済変化を受け、価値の安定した通貨や信用を州域内に安定供給する機構を創設してほしいとの要望が俄かに高まる。州主権を最大限尊重した連邦統治を推進し第2次合衆国銀行の廃止を求めるジャクソニアン・デモクラシーの最中にあつて、インディアナ州は時流に叛き第2次合衆国銀行の存続を謳う。だが第2次合衆国銀行の廃止の確定を機に、州域内の通貨・信用を安定供給するための銀行制度の企図が本格化する。1816年制定の州憲法に照らして合法的な、複数の支店を抱えた単一の州法銀行の形態を軸に法案が作成され、州議会で審議が進む。上下両院で着想が持ち寄られ、州政府と民間との折半による出資・所有や銀行監査制度の導入、組織統轄のみを行う本店銀行と独立採算で動く各支店銀行との水平的な集合組織体など、銀行制度の具体像が彫琢される。法案は州上院議会において僅差で否決されるが、ジャーナル誌による論戦の隆盛や州議会

¹²¹ 「支店銀行における資産の独立保有と負債の共有」というインディアナ州の銀行制度の特性については、すでに先学の指摘がある (White [1914] p.334, Hepburn [1924] p.148, 奥田 [1926] p.132)。ただし先学は、資産の独立保有を「競争的運営による効率性」を担保するものとみなしている。しかし本論で解明してきたように、仕切られた各行政区域内で各支店銀行が独自に業務を行うインディアナ州の銀行制度の下では、支店銀行による独立採算の効率運営は見られても、支店銀行間での預金・資産・利益の獲得をめぐる完全競争は生起しない競争的運営に基づく効率性も生じない。

¹²² Hunt's Merchants' Magazine [1849] p.151. Knox [1903] p.695. なお Esarey [1912] は11月19日を開業日と記している (Esarey [1912] p.256)。Harding [1895] は開業日を12月1日としているが (Harding [1895] p.11)、これは誤りである。

議員選挙の結果を受けて、次年度の州議会で再上程され再審議のうえ成立する。成立した州法銀行設置法に基づいて、複数の支店を抱えた単一の州法銀行、The Second State Bank の組織編制が進む。資本金を持たず組織統轄のみを行う本店銀行を州都に据え、そこに理事会が設置される。さらに州域内を10の行政区に分けて各区に1つの支店銀行が置かれ、各区域内の経済環境に見合った与信業務と通貨・信用秩序の管理とにあたる。理事会は、州議会で選出され州政府から任命を受けた本店銀行の総裁と取締役の計5名、それに各支店銀行からの推挙を受けた1名の総勢6名で構成される。理事会は、支店銀行の開設・閉鎖の決定や、支店銀行への預金および株式配当金の均分、発券や手形割引や融資対象の制限に係る監督、支店銀行の財務監査を実施し、各支店銀行の経営行動の裁量性を確保しつつ組織全体の統轄を図る。The Second State Bank の出資は州政府と民間とで折半されるが、州政府は州債の発行で出資金を調達し、民間への株式引受は出資金の一部を州政府が立て替えることで円滑に行われ、The Second State Bank は州政府の甚大な関与・後援を下敷としながら半官半民による出資・所有形態を実現する。さらに州政府と株主と The Second State Bank との資金脈流の狭間に緩衝が組成される。緩衝は「剰余基金」「徴収基金」「減債基金」の3点から成る。特に「減債基金」は、The Second State Bank の筆頭株主としての州政府が自ら得る株式配当金を原資にして、州政府がまさにその株式を取得するための資金調達で発行した州債の償還およびその利払いを円滑に行うための仕組みとして利用される。「減債基金」の一部は政策的な長期融資に活用され、これと The Second State Bank の各支店銀行が各区域内で行う中短期の融資業務との相互補完によって、州域内での与信事業が包括的に展開される。さらに、支払不能に陥った支店銀行が出た場合、本店銀行内の理事会が閉鎖の是非を決め、汚職がその原因と特定された場合、当該の支店銀行の株主と経営陣とが債務保証の責を担う。ここで残った不履行債務については、本店銀行の経営陣が1年以内に各支店銀行に債務保証を分担させて共同での負担を行わせ、必要ならば理事会の主導により各支店銀行から「寄附金」を集めて最終弁済を行う。銀行債務の保証体系が重層的に完備されることで、州域内の通貨・信用秩序が厚みを帯びた最終ラインでもって頑強に支えられることになったのである。

このような実に精度の高い仕組みが州単位で創り上げられた黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度の態様を改めて鳥瞰してみると、現代のアメリカ中央銀行制度であるアメリカ連邦準備制度の縮図をそこに見出すことができる。アメリカ連邦準備制度とは、全米の広大な領域を複数の地区に分け、各地区の連邦準備銀行（連銀）が各々の管轄区域内の通貨・信用秩序を独自の裁量で管理する一方で、首都に置かれた連邦準備制度理事会（FRB）が各地区の連銀を監督・監査のうえ組織全体を統轄するという、地方分権性と中央集権性とが兼備される刮目すべき特性を具えた、世界でも稀にみる特異な中央銀行制度である¹²³。また、FRBの理事達と各地区の連銀の代表者として構成された連邦公開市場委員会（FOMC）での会合によって、

¹²³ アメリカ連邦準備制度の仔細については、FRB [1963] やBeckhart [1972] を参照のこと。

連邦単位での金融政策が取り決められる。黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度は、形式上は支店銀行制を採っているが、広大な領域を複数の地区に分けて各区域内に置かれた銀行(支店銀行)が各々の管轄区域内の通貨・信用秩序を独自の裁量で管理する一方で、首都(州都)に置かれた理事会が各地区の銀行を監査・監督のうえ組織全体を統轄する。そして本店銀行の理事達と各地区の支店銀行の代表として送り込まれた理事とが理事会の場において州域内の通貨・信用秩序を安定させるための銀行運営や政策展開を話し合っただけという仕組みを創り上げた。試行錯誤の末に州単位で採えられたインディアナの銀行制度には、制度設計に係る諸点においてアメリカ連邦準備制度の縮図が見出され、上述のアメリカ中央銀行制度の特性がすでにそこに芽吹いていたのである。それゆえ黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度は、まさに世界でも類稀なアメリカ中央銀行制度の特性を生み育んだ極めて重要な淵源として捉えることができるのである¹²⁴。このような特筆すべき特性を州・地域単位で具えた黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度は、その後どのような進展を見せ、イギリス発の未曾有の世界恐慌、1837年恐慌の襲来にどう立ち向かい、銀行制度としての強靱性や安定性をどのようなかたちで立証することになるのか。この点の実態分析については今後の課題としたい。

¹²⁴ 現実に、インディアナ州の銀行制度の下で銀行運営の経験を積んだ人物が、南北戦争の勃発後、連邦単位での国法銀行制度の運営に連邦財務長官や通貨監督官など要職の立場で携わっていくことになる(例えばHugh McCulloch初代通貨監督官)。こうしたかたちで、黎明期インディアナの銀行制度の設計や運営で培われた銀行監査体制など種々のエッセンスがその後の連邦単位での銀行制度の設営に伝承されていくことになる(Knox [1903] pp.706-707, Esarey [1912] p.257, Golembe [1955] p.116)。

参考文献

- Beard, C.A. [1928] *The American Party Battle*. Macmillan. 斎藤眞・有賀貞訳『アメリカ政党史』東京大学出版会。
- Beckhart, B.H. [1972] *Federal Reserve System*. American Institute of Banking.
- Bodenhorn, Howard [2003] *State Banking in Early America*. Oxford University Press.
- Brown, M.A. [1998] *The Second Bank of United States and Ohio, 1803-1860*. Edwin Mellem Press.
- Carmony, D.F.[1998]*Indiana, 1816-1850: The Pioneer Era*. Indiana Historical Bureau & Indiana Historical Society
- Dewey, D.R. [1910] *State Banking Before the Civil War*. Washington: Government Printing Office.
- Esarey, Logan [1912] *State Banking in Indiana, 1814-1873*. Bloomington, Indiana.
- FDIC [1953] *Annual Report of the Federal Deposit Insurance Corporation*. FDIC.
- FRB [1963] *The Federal Reserve System: Purposes & Functions 5th ed*. 矢島鈞次訳『アメリカ連邦準備制度』春秋社。
- Golembe, C.H. [1955] "Origins of Deposit Insurance in the Middle West, 1834-1866." *The Indiana Magazine History*. Vol.LI.
- Golembe, C.H. [1978] *State Banks and the Economic Development of the West, 1830-44*. New York: Arno Press.
- Hammond, Bray [1957] *Banks and Politics in America*. Princeton University Press.
- Hammond, Bray [1970] "Jackson, Biddle and the Bank of the United States." F.O.Gatell ed. *Essays on Jacksonian America*. Holt, Rinehart and Winston, Inc.
- Harding, W.F. [1895] "The State Bank of Indiana." *The Journal of Political Economy*. Vol.4.
- Hayek, F.A. [1976] *Denationalization of Money*. The Institute of Economic Affairs.
- Helderman, L.C. [1931] *National and State Banks*. Houghton Mifflin Co.
- Hepburn, A.B. [1924] *A History of Currency in the United States*. Macmillan Co.
- Huntington, C.C. [1915] *A History of Banking and Currency in Ohio before the Civil War*. F.J.Heer Printing Co.
- Hunt's Merchants' Magazine [1849] *Hunt's Merchants' Magazine vol.26*.
- Knox, J.J. [1892] "A History of Banking in the United States." *Rhodes' Journal of Banking*, Sept. 1892.
- Knox, J.J. [1903] *A History of Banking in the United States*. New York Bradford Rhodes & Co.
- Milada, Klatil [1994] *A History of Central Banking in the United States, 1791-1991*. A dissertation for the degree for Ph.D. at City University of New York.
- Madison, J.H. [1986] *The Indiana Way*. Indiana University Press.
- Morrison, S.E. [1971] *The Oxford History of the American People*. 西川正身他訳『アメリカの歴史2』集英社。
- Myers, M.G. [1966] *Financial History of the United States*. Columbia University Press. 吹春寛一訳『アメリカ金融史』日本図書センター、1979年。
- Nussbaum, Arthur [1957] *A History of the Dollar*. Columbia University Press. 浜崎敬治訳『ドルの歴史』法政大学出版局、1967年。
- Redlich, Fritz [1951] *The Molding of American Banking Part II*. Hafner Publishing Company Inc.
- Root, L.C. [1895] "States as Bankers." *Sound Currency* Vol. II, No.10.
- Shade, W.G. [1972] *Banks or no banks*. Wayne State University Press.

- Sharp, J.R. [1970] *The Jacksonians versus Banks*. Columbia University Press.
- Studenski, Paul & Krooss, H.E. [2003] *Financial History of United States*. Beard Books.
- Taylor, G.R.ed. [1967] *Jackson versus Biddle*. D.C.Heath and Co.
- White, Horace [1914] *Money and Banking 5th ed.* Ginn and Company.
- 阿部竹松 [1993] 『アメリカの政治制度』 勁草書房。
- 有賀貞 [1972] 『アメリカ政治史 1776-1971』 福村出版。
- 池田幸弘 [2002] 「フリーバンキング論：評価と展望」, 大友敏朗他編 『経済思想にみる貨幣と金融』 所収, 三嶺書房。
- 井上謙治・藤井基精編 [2001] 『アメリカ地名辞典』 研究社出版。
- 大森拓磨 [2003a] [2003b] 「ニューヨーク・セイフティ・ファンドの盛衰(1) (2・完) — アメリカ連邦預金保険制度の淵源 —」 『経済学論集』 (東京大学) 第69巻第2号, 第69巻第3号。
- 大森拓磨 [2004] 『サフォーク・システム — フリーバンキング制か, 中央銀行制か』 日本評論社。
- 大森拓磨 [2006] 「黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度 1814-1832年 — アメリカ連邦準備制度の新たな嚆矢として —」 『経済理論』 (和歌山大学) 第332号。
- 奥田勲 [1926] 『米銀行制度発達史』 内外出版。(復刻版) 有明書房, 1988年。
- 片山貞雄 [1967] 『ドルの歴史的研究』 ミネルヴァ書房。
- 楠井敏朗 [1997] 『アメリカ資本主義の発展構造・I』 日本経済評論社。
- 寺地孝之 [1998] 『近代金融システム論』 有斐閣。